

平成 24 年度統計法施行状況に関する
基本計画部会第 2 ワーキンググループ
審議結果報告

平成 25 年 9 月

基本計画部会第2ワーキンググループ審議結果報告

はじめに

基本計画部会第2ワーキンググループにおいては、現行基本計画の「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」のうち人口・社会統計を担当分野として、基本計画部会決定に基づく共通的な視点等により項目毎に評価するとともに、経済・社会情勢の変化を勘案し、次期基本計画に向けた審議を行った。

審議の結果、現行基本計画の項目のうち、国民の暮らしに密接に関連する「福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備」及び「医療費に関する統計の国際比較性の向上」を統合し、「社会保障全般に関する統計の充実」として取組の充実を図ること、取組の背景事情が密接に関連する「少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備」及び「暮らし方の変化に対応した統計の整備」を統合し、「人口減少社会に対応した統計の充実」として新規の取組事項を追加した上で、取組の充実を図ること、おおむね計画に沿った取組が進められ、更に発展・充実を図るべき事項もみられない「グローバル化の進展に対応した統計の整備」及び国勢調査を除く「その他」の2項目を削除することが必要と考える。

さらに、これら項目の整理に加え、統計相互の整合性の確保・向上及び国際比較可能性の向上という観点から、新規事項として、労働者の区分等の見直しや、国際基準の見直しを踏まえた関連統計における失業者の定義見直し等の取組を進めることが必要と考える。

以下、上記の整理に沿った項目毎の審議結果及び次期基本計画に向けた基本的な考え方を報告する。

1 施策展開の基本的な視点に係る事項

(1) ジェンダー統計

「第三次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)において、調査や統計における男女別等統計(ジェンダー統計)の充実が掲げられていることや、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において、女性の活躍は成長戦略の中核として位置づけられていること等、ジェンダー統計に係る取組は、公的統計の作成・提供においても重要となっている。

このため、ジェンダー統計に係る取組について、次期基本計画における施策展開に当たっての基本的な視点の一つである「経済・社会の環境変化への対応」の中に位置付けることが適当と考える。

(2) 各歳別表章への対応

人口減少社会を迎え、少子高齢化がますます進展する中、このような社会構造の変化が特定年齢に与える影響をよりの確に把握することが、公的統計全般にわたって重要となっている。

このため、各歳別表章について、「人口減少社会に対応した統計の充実」の一環として取り組むほか、次期基本計画における施策展開に当たっての基本的な視点の一つである「経済・社会の環境変化への対応」の中にも位置付けることが適当と考える。

2 公的統計の整備に関する事項

(1) 社会保障全般に関する統計の充実

「社会保障費用統計」(基幹統計)については、基幹統計化を含め、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価できる。一方で、一層の公表時期の早期化や項目の細分化など、集計の充実を検討する余地が認められる。

また、医療、福祉及び介護関係統計については、多数の統計調査及び行政記録により把握されているため、必ずしも全体像が明確になっていない。このため、統計の利便性、有用性等の向上の観点から、その体系を明らかにすることが必要となっている。

さらに、「国民医療費」については、行政記録情報を活用するなどして、精緻化・集計の拡充を図っていることは評価できるものの、現在、OECDにおけるSHA手法自体が開発途上にあり、また、国際比較可能性の向上という観点からも、OECDにおけるSHA改定に積極的に関与し、その充実を図ることが必要となっている。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

「社会保障費用統計」(基幹統計)について、国内の政策の企画立案上の利活用の現状やSNAとの関係性などを踏まえつつ、公表時期の早期化やILO基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実などの集計項目の細分化について検討する。

医療、福祉及び介護関係統計について、関連する統計体系の全体像を整理する。

「OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計」について、「国民医療費」の精度向上に努めるとともに、SHA改定に積極的に関与する。

(2) 人口減少社会に対応した統計の充実

少子高齢化の進展に対応した関連統計の整備については、「現在推計人口」の基幹統計化を除き、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価できる。一方で、統計の有用性の確保という観点から、関連する統計における表章の充実を検討する余地が認められる。

また、暮らし方の変化に対応した関連統計の整備についても、おおむね計画に沿った取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価できる。一方で、社会構造や調査環境の変化への対応の着実な推進及び国際比較可能性の向上という観点から、関連統計における取組を注視することが必要となっている。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

人口・社会統計において、サンプルサイズからの結果精度や記入者負担の点を考慮した上で、各歳別表章の実施及び年齢区分の見直しなどについて検討する。

「21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)」の調査対象者が中学生になったことを勘案し、関係府省との調整を含め、今後の方向性や調査内容について検討する。

「現在推計人口」の基幹統計化について、外国人の取扱いに関する検討を推進するとともに、地方公共団体における推計との関係を整理し、早期に結論を得る。

「社会生活基本調査」(基幹統計調査)について、平成25年10月に策定される予定の欧州統計家会議(CES)による「時間利用調査の調和に関するガイドライン」の内容を注視し、調査内容の企画に活用する。

「国民生活基礎調査」(基幹統計調査)の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査の実施とその結果を踏まえて検討する。

平成 27 年「国勢調査」(基幹統計調査)について、引き続き、オンライン化の推進や高齢化に対応した調査方法の見直しを進め、一層の公表時期の早期化に努める。

(3) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

学校教育関連統計及び社会生活や雇用・労働と教育との関係を分析するための関連統計の整備については、改善・検討を実施していることは評価できる。一方で、調査実施体制等が検討途上であることや、結果精度の正確性向上という観点から、引き続きその対応を注視することが必要となっている。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について、客観的な基準の設定等、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。

学校教育から就業へのライフコース全般を的確に捉える統計(縦断調査)の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、その実現可能性について検討する。

「子どもの学習費調査」について、記入者負担を考慮した上で、学習費に関する経済的負担のよりの確な把握が可能となるよう調査方法・内容を検討する。

「社会教育調査」(基幹統計調査)について、教育委員会制度等の在り方についての中央教育審議会における審議状況を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな情報も含め、生涯学習というより広い視野からの統計整備を検討する。

(4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

企業活動の変化や働き方の多様化等のための関連統計の整備については、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価できる。一方で、労働移動支援型への政策転換、多様な働き方の実現などの新たな取組も進められていることから、このような変化に対応した労働統計の発展・充実を図る必要性が高まっている。

また、雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるための関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しが求められている。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

同一企業内における雇用形態の転換をよりの確に把握する観点から、「労働力調査」(基幹統計調査)における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、その結果精度を踏まえた妥当性を検証する。

ILOにおける国際基準の見直しを踏まえ、関連統計における失業者等の定義の変更や未活用労働力などを明らかにする指標の作成等に向けた検討を行った上、対応可能な統計の作成・提供に努める。

労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成 25 年度末

までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な検討を行い、見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
社会保障全般に関する 統計の充実 （第2WG）	<p>第2 - 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項</p> <p>(3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備 本文には、福祉・社会保障全般の姿を総合的に示す指標の重要性や、当該統計と各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上についての検討について記述。 別表には、「社会保障給付費」について、各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上を検討するよう記述。また、本項目に関連した社会保障給付費（加）の基幹統計化の必要性を別紙に記述。</p> <p>(4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上 本文には、医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計（OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計。）を公的統計として位置付けることを検討するよう記述。 別表には、OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計の公的統計化に係る妥当性の検討について記述。</p>
平成24年度統計 法施行状況報告 の概要	<p>【福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備】 各種の国際基準に基づく統計の整合性については、平成23年度の施行状況審議において「実施済は妥当」との判断が示されている。 社会保障給付費（加）の基幹統計化については、OECD基準表による集計を充実させるとともに、従来のILO基準表による集計と合わせて新たな「社会保障費用統計」を公表したことから、「実施済」との自己評価。</p> <p>【医療費に関する統計の国際比較可能性の向上】 SHA手法が未だ確立されていないことから、国民医療費の精度向上及び集計結果の拡充に係る取組を実施したとして「実施済」の自己評価。</p>
平成24年度統計 法施行状況報告 の評価	<p>【福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備】 基幹統計化を含め、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、現行計画に掲げられた所期の目的を達成しているものと評価。 一方で、一層の公表時期の早期化や、項目の細分化など、集計の充実を検討する余地も認められる。 また、医療、福祉及び介護関係統計については、統計の利便性、有用性等の観点から統計体系を明らかにすることが必要。</p> <p>【医療費に関する統計の国際比較可能性の向上】 行政記録情報を活用するなどして、国民医療費の精緻化・集計の拡充を図っていることは評価。また、OECDのSHA手法が開発途上であることから、公的統計化の結論を得るに至っていないこともやむを得ないものと判断。一方で、今後もOECDにおけるSHA改定に積極的に関与することを期待。</p>

<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>「福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備」及び「医療費に関する統計の国際比較可能性の向上」については、国民の暮らしに密接に関係するという観点から「社会保障全般に関する統計の充実」として統合した上、社会情勢の変化や国際的な動向も踏まえ、現行計画の発展・充実を目指す。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>「社会保障費用統計」(基幹統計)について、国内の政策の企画立案上の利活用の現状やSNAとの関係性などを踏まえつつ、公表時期の早期化やILO基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実などの集計項目の細分化について検討する。</p> <p>医療、福祉及び介護関係統計について、統計の利便性、有用性等の観点から、関連する統計体系の全体像を整理する。</p> <p>「OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計」について、「国民医療費」の精度向上に努めるとともに、SHA改定に積極的に関与する。</p>
<p>備考(留意点等)</p>	

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
人口減少社会に対応した統計の充実 （第2WG）	<p>第2 - 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備 本文には、少子高齢化の進展に対応するため、結婚、出産、出産後も子育てしながら就業できる環境づくりなどに関する実態を的確にとらえる観点から、関連統計の整備について検討するよう記述。 別表には、配偶関係、結婚時期等の関連項目を把握するための既存統計調査の再構築や大規模標本調査による把握可能性、就業と結婚、子育てと介護等に関係する統計の調査事項の追加、21世紀出生児縦断調査及び成年者縦断調査における新たな標本の追加、住民基本台帳人口移動報告における地域別集計の拡充、「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」の集計充実・作成時期の変更、人口動態調査における集計の充実の検討について記述。また、別紙には現在推計人口及び生命表の基幹統計化を検討するよう記述。</p> <p>(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備 本文には、少子高齢化、核家族化、非婚化や晩婚化という社会の変化を背景に、家計及び個人消費に関する統計調査における個計化の把握やモニター方式の採用を検討するよう記述。 別表には、家計収支における個計化のよりの確な把握、全国単身世帯収支実態調査におけるモニター方式の採用、社会生活基本調査における地域コミュニティ活動等に関する調査項目及び集計内容の充実、国民生活基礎調査の標本拡大のための試験調査の実施やクロス分析の充実、住宅・土地統計調査の見直しの検討について記述。</p> <p>(9) その他 別表には、平成22年国勢調査の実施状況を踏まえた更なる改善の検討について記述。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>【少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備】 次期基本計画に向けた課題と位置付けている「現在推計人口」の基幹統計化を除き、おおむね計画に沿った取組を実施したとして「実施済」の自己評価。なお、及び（生命表）については、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。</p> <p>【暮らし方の変化に対応した統計の整備】 次期基本計画に向けた課題と位置付けている「国民生活基礎調査」における標本拡大を検討するための試験調査の実施を除き、おおむね計画に沿った取組を実施したとして「実施済」の自己評価。なお、及び（クロス分析）については、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。</p> <p>【その他】 平成27年国勢調査の実施に向けた取組を実施したとして「実施可能」との自己評価。</p>

<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>【少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備】</p> <p>「現在推計人口」の基幹統計化を除き、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価する。一方で、統計の有用性の確保という観点から、関連する統計における表章の充実を検討する余地も認められる。</p> <p>また、「現在推計人口」の基幹統計化については、外国人の取扱いや地方公共団体における推計との整理を含め、引き続きその検討状況を注視する。</p> <p>【暮らし方の変化に対応した統計の整備】</p> <p>「国民生活基礎調査」の標本拡大を検討するための試験調査の実施を除き、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成している。この試験調査については、標本規模に加え、調査系統や調査票の見直し等の基礎的なデータを提供するものであり、調査全般の見直しに不可欠との認識。</p> <p>【その他】</p> <p>おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>「少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備」及び「暮らし方の変化に対応した統計の整備」については、共に少子高齢化等を背景とするものであり、社会構造の変化をよりの確に把握するという観点から、「人口減少社会に対応した統計の充実」として統合した上、社会情勢の変化や国際的な動向も踏まえ、現行計画の発展・充実を目指す。</p> <p>なお、社会構造の変化が特定年齢層に与える影響をよりの確に把握するための表章の充実や、試験調査の実施を踏まえた統計調査の見直しに当たっては、公的統計としての精度の確保や、報告者・実査機関の負担の軽減等にも配慮した検討・検証が必要との新たな課題も認められる。</p> <p>国勢調査は、我が国の人口や世帯の姿を明らかにする最も基本的な統計であり、各種行政施策の算出根拠として利用されるほか、個人や世帯を対象とする各種標本調査の母集団情報として活用されている。さらに、人口減少社会を迎え、人口構造の変化に伴う諸問題が顕在化している中で、国勢調査の重要性はますます高まっていることから、より信頼性の高い統計として、データ提供が求められている。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>人口・社会統計において、統計調査結果の有用性向上の観点から、特定年齢層の状況をより詳細に明らかにするため、サンプルサイズからの結果精度や記入者負担の点を考慮した上で、各歳別表章の実施及び年齢区分の見直しなどについて検討する。</p> <p>「21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」の調査対象者が中学生になったことを勘案し、関係府省との調整を含め、今後の方向性や調査内容について検討する。</p> <p>「現在推計人口」の基幹統計化について、外国人の取扱いに関する検討を推進するとともに、地方公共団体における推計との関係を整理し、早期に結論を得る。</p> <p>「社会生活基本調査」(基幹統計調査)について、国際比較可能性向上の観点から、平成25年10月に策定される予定の欧州統計家会議(CES)による「時間利用調査の調和に関するガイドライン」の内容を注視し、調査内容の企画に活用する。</p>

	<p>「国民生活基礎調査」(基幹統計調査)の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査の実施とその結果を踏まえて検討する。</p> <p>平成27年「国勢調査」(基幹統計調査)について、社会構造や調査環境の変化に対応した取組を着実に推進する観点から、引き続き、オンライン化の推進や高齢化に対応した調査方法の見直しを進め、一層の公表時期の早期化に努めることが必要である。なお、同調査におけるオンライン調査等の実施状況については、その効果及び影響等を十分に検証し、次回調査の企画検討に活用することも必要。</p>
備考(留意点等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各歳別表章などの表章の充実については、統計の有用性向上の観点から、人口・社会統計以外の統計についても、可能なものについて、次期基本計画全体の基本的な視点(経済・社会の環境変化への対応)の要素の一つとして整理。 ・ 現在推計人口については、現行基本計画の別表(別紙)の廃止に伴い、本項目の課題として整理。 ・ 平成25年住宅・土地統計調査のオンライン調査導入の効果等に係る情報提供については、第3WGにおける「オンライン調査の推進」で整理。 ・ 国勢調査については、現行基本計画では別表のみの記述となっているが、その重要性の高さに鑑み、今後も注視していく必要があることから、本項目の課題として整理。

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
その他 （第2WG）	<p>本文に以下のとおり記述。</p> <p>第2 - 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備 イ 取組の方向性</p> <p>このため、<u>男女共同参画の視点を踏まえつつ</u>、結婚、出産、出産後も子育てしながら就業できる環境づくりなどに関する実態を的確にとらえる観点から、今後、特に、・・・(中略)・・・</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	-
平成24年度統計法施行状況報告の評価	ジェンダー統計については、公的統計の作成・提供に当たって重要な視点と評価。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>「第三次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）等においては、男女別データの整備、各種の政府の計画におけるPDCAサイクルへの反映を始めとするジェンダー統計に関する取組を記述。「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、女性の活躍は成長戦略の中核として位置づけ。</p> <p>内閣府男女共同参画局が政府の策定する基本的な計画・大綱等に関連する統計（当該計画等で設定されている人を対象とする成果目標の根拠となっているもの）について調査した結果によれば、基幹統計では既に男女別表章が行われており、一般統計の一部において未実施となっているものの、作成府省が報告者の負担等を考慮した判断。また、一部の業務統計については、集計の基礎となる申告書・届出書等に男女の別があり、かつ、集計しているものの、その結果を表章していないケースや、報告者負担の軽減や男女別把握の必要性がないと判断したといった理由から男女別情報を把握していないケースが認められるとの報告。</p> <p>以上のような状況から、調査統計にとどまらず、業務統計を含めた公的統計の提供に当たって基本的な視点の一つとして整理。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>次期基本計画における施策展開に当たっての基本的な視点の一つである「経済・社会の環境変化への対応」の中に位置付け。</p>
備考(留意点等)	

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備 （第2WG）	第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 （4）教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備 ◇ 本文には、学校教育を取り巻く環境変化に的確に対応する観点から、学校教育関連統計の改善について検討するとともに、教育機能の総合的な把握の観点から、社会生活や雇用・労働と教育との関係を分析できるようにするための関連統計の整備を検討するよう記述。 ◇ 別表には、①児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査等について比較可能性向上、②学校保健統計調査における調査項目の追加、調査方法や調査票の改善、③関連統計における学歴等の教育関連項目の追加、④学校教育段階から就職活動までのライフコース全般を的確に捉える統計の整備及び⑤子どもの学習費調査における調査項目追加について検討するよう記述。
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ ①、④及び⑤については、結論は得られていないものの、現行計画期間中にはそれぞれ所要の取組を行うとして「実施予定」の自己評価。また、③（船員労働統計関係）については、「海技免許の資格」区分が重視されるという船員労働の特殊性や、報告者負担等を考慮し「実施困難」と自己評価。なお、②については、平成23年度の施行状況審議において、有識者による検討結果や健康診断票の電子化等の状況を踏まえ、「実施困難は妥当」と、また、③（総務省・厚生労働省分）については、「実施済は妥当」との判断。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 「実施予定」及び「実施困難」と自己評価している事項についても、真摯に改善・検討を実施していることは評価。また、自己評価も妥当。ただし、①については改善が図られているものの更なる改善余地が認められること、④及び⑤については検討途上であることから、引き続きその対応を注視することが必要。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 「実施予定」とされている事項については、社会問題となっている「いじめ」の実態や、教育機能・経済負担等をよりの確に把握する上で重要な取組であることから、現行計画期間中における対応を注視するとともに、引き続き発展・充実を進めていく必要がある。 ○ また、教育行政に関しては、現在、「教育再生実行会議」（平成25年1月15日閣議決定）の第二次提言（平成25年4月15日）を受け、中央教育審議会において、教育委員会制度等の在り方について審議が進められており、その審議状況を見極めつつ、適切に社会教育調査に反映させる必要があることから、平成26年度に予定されていた「社会教育調査」（基幹統計調査）の実施を延期することとなった。このため、その審議結果も踏まえた同調査の見直し、充実も必要と認められる。 <基本的な考え方> 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について、客観的な基準の設定等、統計の比較性向上策について、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。 学校教育から就業へのライフコース全般を的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、その実現可能性について検討する。

	<p>「子どもの学習費調査」について、記入者負担を考慮した上で、学習費に関する経済的負担のよりの確な把握が可能となるよう調査方法・内容を検討する。</p> <p>「社会教育調査」(基幹統計調査)について、教育委員会制度等の在り方についての中央教育審議会における審議状況を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな情報も含め、生涯学習というより広い視野からの統計整備を検討する。</p>
備考(留意点等)	

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
グローバル化の進展に対応した統計の整備 （第2WG）	<p>第2 - 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (7) グローバル化の進展に対応した統計の整備 本文には、日本在住の外国人登録者数が200万人を超え、定住傾向が強まっていることを背景に、これら在住外国人に対する各種行政サービスを適切に提供する観点から、外国人住民に係る基本的な統計の整備について検討するよう記述 別表には、適法な在留外国人の台帳制度等の検討状況を踏まえ、在留外国人統計及び出入国管理統計における集計の充実についての検討、人口動態調査における外国人についての集計の充実について検討するよう記述</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>については、出入国管理統計（月報）の国籍拡充（平成25年1月分から）は「実施済」、在留外国人統計の在留目的等拡充（平成25年末から）は「実施可能」、出入国管理統計（年報）の国籍及び入国目的等の拡充（平成26年末から）は「実施予定」との自己評価。 については、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断が示されている。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>については、一部「実施可能」及び「実施予定」と自己評価されている部分もあるが、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成している。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>「実施予定」と自己評価されている部分については、既に月報において取組が進められている事項の年報での対応であり、予定どおり取り組まれることが確実。また、本事項自体及び関連して発展・充実を図る事項も認められないことから、削除する方向で整理。</p>
備考(留意点等)	

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 （第2WG）	第2 - 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 本文では、近年増加を続けている非正規雇用の実態や、事業所の開設・廃止による雇用増減への影響を把握する必要性を記述。 別表では、労働市場の実態をよりの確に把握する観点から、 有期雇用契約期間の実態把握のための調査事項の改善、 実労働時間のより適切な把握のための調査事項の見直し、 社会生活基本調査における労働時間その他の生活時間の分析のための調査事項の追加、 雇用創出・消失指標の公表、 非正規雇用の実情を継続的に把握するための統計調査の実施、 労働力調査の前年同期のフローデータの集計・公表、 ハローワーク以外のルートを含めた総合的な労働需給動向の把握可能性等を検討するよう記述。
平成24年度統計法施行状況報告の概要	、 ~ については、それぞれ所要の取組を実施したとして「実施済」の自己評価。なお、 及び については、平成23年度施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価。一方で、同一企業内における雇用形態の転換や、失業者の定義に係る国際基準の見直しに伴う対応などの動向を注視することが必要。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	非正規雇用問題については、「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月24日閣議決定）などに基づき、厚生労働省を中心に今後の非正規雇用対策の指針として、「望ましい働き方ビジョン」を取りまとめ、取組の推進を図っている。さらに、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に基づく、労働移動支援型への政策転換、多様な働き方の実現などの新たな取組も進められていることから、このような変化に対応した労働統計の発展・充実を図る必要性が一層高まっている。 また、平成25年10月に決議予定の国際労働機関（ILO）における就業、失業等に関する国際基準の見直しに伴い、関連統計の対応も必要となっている。 <基本的な考え方> 同一企業内における雇用形態の転換をよりの確に把握する観点から、「労働力調査」（基幹統計調査）における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、その結果精度を踏まえた妥当性を検証する。 ILOにおける国際基準の見直しを踏まえ、関連統計における失業者等の定義の変更や未活用労働力などを明らかにする指標の作成等に向けた検討を行った上、対応可能な統計の作成・提供に努める。なお、定義の変更に当たっては、時系列比較の観点にも配慮する。

備考(留意点等)	<ul style="list-style-type: none">・ 上記 から派生した「雇用者に関する用語」の整理（概念・定義の整理を含む。）については、「労働者の区分等の見直し」として別に整理。
----------	--

平成 24 年度統計法施行状況審議の結果（整理票）

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
労働者の区分等の見直し （第2WG）	平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書 iv) 雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるための関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しの方向性 1 総務省(政策統括官室)は、統計法施行状況報告審議において報告したとおり、統計利用者の利便向上を図るため、我が国の統計に用いられている調査における従業上の地位や就業・雇用形態の区分に関する用語を整理し、その関係がわかるような資料をホームページ等を通じて一般に提供すること。 2 厚生労働省は、雇用・労働関係の統計調査を多数実施していることから、所管統計調査について、就業・雇用形態の区分に関する用語・概念を雇用契約期間、契約形態、労働時間等の視点から整理し、異なる統計間で、就業・雇用形態の区分に関する用語の整合性が確保できるように、必要な見直しを進めること。 3 厚生労働省以外の各府省についても、所管統計における就業・雇用形態に関する用語について、できる限り用語の概念・定義の共通化を図る観点から、必要な見直しを進めること。 4 総務省(政策統括官室)は、上記2及び3の措置の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、各府省相互の連携がとられるよう情報共有の場を設ける等の協力を行うこと。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1については、報告書及びホームページにより情報を提供しており、所期の目的を達成しているものと評価 ○ 2については、厚生労働省から提示された「新しい労働者の区分による事業所調査と現行の世帯調査の比較 ～3つの視点～」の整理が認められた。 ○ 3については、引き続き取組の進捗を注視することとなった。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者の区分等について、非正規雇用の実態等よりの確かな把握及び各種調査の比較可能性の向上を図ることを目的として、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までに実施する検証結果[*]を基に、以下の措置を講ずる。 <p>〈基本的な考え方〉</p> <p>平成26年度早期に労働者の区分等の見直しに向けた府省横断的な情報共有・検討の場を設置し、厚生労働省の検証結果を基に、今後の関係府省における検証・検討のポイント等を整理する。</p> <p>関係府省は、上記の結果を踏まえ、所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。</p> <p>上記の検証結果を基に府省横断的な検討を行い、見直し内容について結論を得る。</p> <p>関係府省は、上記の結論を踏まえ、順次所管調査の見直しを行う。</p>

備考(留意点等)

※「前2か月18日以上雇用されている者の取扱い」及び「有期・無期の区分」の変更に伴う、政策や結果の時系列比較への影響や実査可能性を検証する。

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
その他 （第2WG）	<p>第2 - 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (9) その他 別表には、医療施設調査及び患者調査における行政記録情報の活用、犯罪被害実態（暗数）調査における精度向上について検討するよう記述。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>については、平成23年度施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。なお、については、標本数を従来の3000人から1000人増加し、4000人に拡充するとともに、調査事項の見直し等を実施し、精度向上を図ったことから、「実施済」との自己評価。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>本事項自体及び関連して発展・充実を図る事項も認められないことから、削除する方向で整理。</p>
備考(留意点等)	

基本計画部会第2ワーキンググループ 審議結果報告の構成

現行基本計画	次期基本計画の「基本的考え方(第2WG分)」
<p>第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項</p> <p>(3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備</p> <p>(4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上</p> <p>3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に 対応した統計の整備 (ジェンダー統計)</p> <p>(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備</p> <p>(4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備</p> <p>(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備</p> <p>(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備</p> <p>第2-2-(7) 統計基準の設定...「従業上の地位」 第2-3-(8) 就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や 概念の整理・見直し</p> <p>(9) その他</p>	<p>第1 施策展開に当たっての基本的な視点</p> <p>・ジェンダー統計、各歳別表章への対応を記述</p> <p>第2 公的統計の整備</p> <p>(1) 社会保障全般に関する統計の充実</p> <p>・社会保障費用統計の充実</p> <p>・医療、福祉、介護関係の統計体系の全体像の整理</p> <p>・OECDにおけるSHA改定への関与</p> <p>(2) 人口減少社会に対応した統計の充実</p> <p>・各歳別表章の実施及び年齢区分の見直し</p> <p>・21世紀出生児縦断調査の今後の方向性や調査内容の検討</p> <p>・現在推計人口の基幹統計化</p> <p>・社会生活基本調査の国際比較</p> <p>・国民生活基礎調査の試験調査の実施</p> <p>・国勢調査の実施</p> <p>(3) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備</p> <p>・児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の 比較性向上策の充実</p> <p>・学校教育から就業への追跡調査の検討</p> <p>・子どもの学習費調査の調査方法・内容の検討</p> <p>・社会教育調査の見直し</p> <p>(4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備</p> <p>・同一企業内の雇用形態転換の検証</p> <p>・労働力調査の国際比較</p> <p>・労働者の区分等の見直し</p>

共に背景事情が密接に関連した項目であることから、「福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備」及び「医療費に関する統計の国際比較可能性の向上」については、「社会保障全般に関する統計の充実」として統合、「少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備」及び「暮らし方の変化に対応した統計の整備」については、「人口減少社会に対応した統計の充実」として統合する。

(参考2)

基本計画部会第2ワーキンググループ会合 開催実績

第1回

日時 平成25年6月7日(金) 10:00~12:00

場所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1214特別会議室

議事(1) 第2ワーキンググループの検討の進め方について

(2) 第2ワーキンググループの審議項目の設定及びスケジュールについて

(3) その他

第2回

日時 平成25年6月21日(金) 16:33~19:00

場所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

議事(1) 具体的な項目の審議

少子高齢化の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備及び
暮らし方の変化に対応した統計の整備について

社会・経済情勢の変化を勘案した検討(幸福度指標、ジェンダー統計)

(2) その他

第3回

日時 平成25年7月5日(金) 14:00~16:04

場所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第2特別会議室

議事(1) 具体的な項目の審議

少子高齢化の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備及び
暮らし方の変化に対応した統計の整備について

医療費に関する統計の国際比較可能性の向上

社会・経済情勢の変化を勘案した検討(SSDS)

(2) その他

第4回

日時 平成25年7月19日(金) 14:00~17:20

場所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

議事(1) 具体的な項目の審議

企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

(2) その他

タスクフォース会合

日時 平成 25 年 7 月 31 日（水）14:00～15:55

場所 中央合同庁舎第 4 号館 4 階 共用第 4 特別会議室

議事（1）従業上の地位について

（2）その他

第 5 回

日時 平成 25 年 8 月 26 日（月）16:00～19:00

場所 中央合同庁舎第 4 号館 4 階 共用第 2 特別会議室

議事（1）具体的な項目の審議

福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備

グローバル化の進展に対応した統計の整備

その他（国勢調査、犯罪被害実態調査）

教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

（いじめ等に関する事項を含む統計調査の比較可能性の向上）

（2）タスクフォースの審議概要報告

（3）第 2 ワーキンググループのとりまとめ

（4）その他

第 6 回

日時 平成 25 年 9 月 3 日（火）15:56～18:15

場所 中央合同庁舎第 4 号館 2 階 共用第 3 特別会議室

議事（1）第 2 ワーキンググループ審議結果報告について

（2）その他

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合 (第1回～第6回) 議事概要

第1回 (6月7日)	23
(1) 第2ワーキンググループの検討の進め方について	23
(2) 第2ワーキンググループの審議項目の設定及びスケジュールについて	24
第2回 (6月21日)	27
(1) 少子高齢化の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備及び暮らし方の変化に対応した統計の整備について	27
① 少子高齢化の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備について	27
② 「家計収支の個計化の把握」及び「全国単身世帯収支実態調査におけるモニター方式の採用」について	28
③ 国民生活基礎調査について	28
④ 21世紀出生児縦断調査、21世紀成年者縦断調査等について	29
(2) 社会・経済情勢の変化を勘案した検討(幸福度指標、ジェンダー統計)	29
① 幸福度指標(世論調査含む。)について	29
② ジェンダー統計について	29
第3回 (7月5日)	31
(1) 少子高齢化の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備及び暮らし方の変化に対応した統計の整備について	31
① 「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」の集計充実・作成時期の変更に係る評価について	31
② 住宅・土地統計調査の見直しについて	32
③ 次期基本計画に盛り込む事項の整理・検討	32
(2) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上	34
(3) 社会・経済情勢の変化を勘案した検討(SSDS)	34
第4回 (7月19日)	36
(1) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	36
① 非正規雇用の実態等を的確に把握するための関係統計整備	36
② 同一企業内での雇用形態の転換	36
③ 雇用動向調査等を用いた雇用創出・消失指標の推計・公表	37
④ ハローワーク以外の求人数の把握方法の検討	37
⑤ 労働力調査におけるフローデータの集計・公表	38
⑥ 労働統計の整備について	38
⑦ ジェンダー統計について	39
(2) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	39
① 学校教育段階から就職活動までを的確に捉える統計	39
② 社会教育調査に関する状況変化の確認	40
③ いじめ等に関する事項を含む統計調査の比較可能性の向上	41
④ 学習費調査における塾への通学頻度や進路希望の項目追加	41
⑤ 船員労働統計における学歴等の把握	42
タスクフォース (7月31日)	44
(1) 従業上の地位について	44
第5回 (8月26日)	49
(1) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備	49
(2) グローバル化の進展に対応した統計の整備	51
(3) その他(国勢調査、犯罪被害実態調査)	51
① 国勢調査(インターネットを利用した調査方法の見直し、「5年前の居住地」)について	51
② 犯罪被害実態(暗数)調査による標本数の拡充等による精度の向上	52
(4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	52
(5) タスクフォースの審議概要報告(従業上の地位の審議)	53
(6) 第2ワーキンググループのとりまとめ	56
第6回 (9月3日)	58
(1) 第2ワーキンググループ審議結果報告について	58

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第1回）議事概要

1 日時：平成25年6月7日（金）10:00～12:00

2 場所：中央合同庁舎第4号館12階 共用第1214特別会議室

3 出席者

【委員】

津谷委員（座長）、白波瀬委員、樋口委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、日本銀行、愛知県、京都府

【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、清水参事官、廣瀬調査官、ほか
総務省政策統括官（統計基準担当）付：山田統計審査官、澤村企画官、ほか

4 議事次第

（1）第2ワーキンググループの検討の進め方について

- ・タスクフォースの設置について
- ・審議協力者の選定について

（2）第2ワーキンググループの審議項目の設定及びスケジュールについて

- ・審議項目の設定及びスケジュールについて

（3）その他

5 議事概要

冒頭、津谷座長から挨拶が行われた後、議事が進められた。

（1）第2ワーキンググループの検討の進め方について

《審議の進め方》

事務局から、参考2に基づき、平成24年度統計法施行状況報告に関する審議の進め方について、参考3に基づき、基本計画部会ワーキンググループの運営について、参考4に基づき、平成24年度統計法施行状況審議における共通的な視点等について、それぞれ説明が行われ、今後の進め方について確認された。

《ワーキンググループの審議体制について》

津谷座長より座長代理に白波瀬委員が指名され、了承された。

《タスクフォースの設置について》

津谷座長からタスクフォースの設置について提案があり、「従業上の地位」を取り扱うことが了承された。なお、タスクフォースの取りまとめ役を白波瀬委員が担当することが了承された。

《審議協力者の選定について》

ワーキンググループ及びタスクフォースの審議協力者は、座長、座長代理の一任とすることです承された。

(2) 第2ワーキンググループの審議項目の設定及びスケジュールについて

事務局から、資料1に基づき審議項目及び審議スケジュール(案)について説明の後、質疑、意見交換が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

《教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備》

- ・ 「学校教育段階から就職活動までを的確に捉える統計に関する取組状況の確認」については、就職した後の職歴（離職、転職、再就職等）についても把握していくことが必要である。

《従業上の地位》

- ・ 「従業上の地位」については、定義自体が統計によって異なっており、例えば、自営や家族従業者、正規・非正規、パート・アルバイト、有期・無期などを考慮に入れた議論を行っていくことが必要。その際、このワーキンググループで扱うものは、人口・雇用という世帯統計、個人調査の範囲であるが、企業、事業所調査にも関連することから第2ワーキンググループの範囲を超えて検討いただきたい。

総務省の方で昨年行った整理について、もう一度レビューを行っていただきたい。

《幸福度指標等》

- ・ 従来から公的統計は、意識調査や価値観の統計については取り扱わないこととなっているが、この調査を取り上げるということは、意識調査も公的統計として取り上げるということを検討しようとしているのか。
- ・ 幸福度指標等の検討の際に、内閣府（政府広報室）において、関連する世論調査を行っている。これについても、参考に話を聞いてはどうか。
- ・ 幸福度指標については、複数の調査データの組み合わせによる指標の構築といったことも考えられるので、このワーキングの枠組みで特定指標に関する議論がどの程度妥当であるのかを確認することが必要ではないか。
- ・ 以前、幸福度に関する国際会議に出席した経験から言えば、まだ、各国共通の指標となっていないとの感触だった。
- ・ 幸福度の検討の際には、関連する事項として、リスクの問題についても扱った方が良いのではないか。
- ・ 幸福度については、公表した後、どのような活用がされているのか。後から分析できるシステムになっているのかも気になる。
- ・ 幸福度関連だけの話ではないが、統計調査については多くの人に利用されることが大事であり、公表した後の調査データの扱われ方についても考えていくことが重要である。報告書の利用頻度だけでない評価についても考えていく必要があるのではないか。

→（事務局）政策上の利活用の必要性については、一般調査については承認申請、基幹統計調査は統計委員会で審議されている。基本計画で取り上げる部分と、第3ワーキンググループの品質保証で取り上げる部分とがある。最終的には、合わせて、基本計画部会で取り上げることとなると思う。

- ・ 基本計画部会では、自府省庁だけでなく、他府省庁で行っている政策との必要性も含めて、統計実施部局のみでなく政策部局の意見も反映させたヒアリングを予定している。

《SSDSについて》

- ・ SSDSについては、現計画の中でも、人口・社会統計の体系化として取り上げられているが、それをどう扱っていくのが問題である。
今後、どのように改善していくのか、どのように使われているのか統計局から伺いたい。
- ・ SSDSにおける地域表章については、都道府県や市区町村など行政単位が一般的ではあるが、民間で作成している「民力」のように最近では行政単位ではなく社会生活圏、経済圏など様々な区分が考えられる。データ提供の仕方を工夫するという事も必要ではないか。

《次期基本計画に向けて》

- ・ 平成 24 年度統計法施行状況の審議としては了解だが、次期に向けた課題整理が必要。例えば、ローカリゼーション（都道府県データの提供）など、グローバル化、地方自治の問題などをいつの段階で取り上げるのか。
- 次期基本計画の問題についてもこのワーキングで取り扱う。
- 事務局より、資料 2 に基づき、平成 24 年度施行状況報告の第 2 ワーキンググループの該当部分について説明が行われ、説明の後、質疑、意見交換が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。
- ・ 年齢区分について議論が必要ではないか。特に社会保険、就労において議論になっているところであり、例えば、年金の支給開始年齢との関係などで、各歳で必要となってくるものもある。
 - ・ 年齢は重要なデータであり、検討する政策テーマによって年齢幅も異なるので、各歳での結果を把握できることが望ましい。
 - ・ 国勢調査においても年齢不詳が多数発生しており、現実を認識する必要がある。
- 年齢区分の表章を今回、全統計調査について説明するのは無理なので、各調査の説明の際に、年齢階級について、一言説明いただければと考える。
- （事務局）各調査それぞれの目的に応じ調査段階から年齢階級で把握している調査もある。調査対象者の負担感も合わせて検討願いたい。

《津谷座長からの第 2 ワーキンググループの審議項目の設定及びスケジュールのまとめについて》

- ・ 6 月 14 日までに、各委員にワーキングで取り上げる視点、項目を聞いているので、あれば出して欲しい。
 次回の冒頭で、それらも含めて審議項目を整理していきたい。その後の回で新たな意見が出されるような場合には、審議する時間がなくなってしまうことから是非とも協力をお願いしたい。
 その際には、提案いただいた具体的な提案の趣旨、背景について説明をお願いしたい。

(3) その他

次回の会合は6月21(金)16時から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第2回）議事概要

1 日時：平成25年6月21日（金）16:33~19:00

2 場所：中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出席者

【委員】

津谷委員（座長）、北村委員、白波瀬委員、樋口委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府大臣官房政府広報室、内閣府男女共同参画局、内閣府経済社会総合研究所、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、日本銀行、愛知県、京都府

【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、清水参事官、廣瀬調査官、ほか
総務省政策統括官（統計基準担当）付：山田統計審査官、澤村企画官、ほか

4 議事次第

- (1) 少子高齢化の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備及び暮らし方の変化に対応した統計の整備について
- (2) 社会・経済情勢の変化を勘案した検討（幸福度指標、ジェンダー統計）
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 少子高齢化の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備及び暮らし方の変化に対応した統計の整備について

総務省統計局から、資料1、4、厚生労働省から資料2、3、5、6に基づき、それぞれ審議項目に係る説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ① 少子高齢化の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備について
 - ・ 集計の際に、1歳以下の子どもを持つ親の就業の有無。あるいは、子どもを持つ親が、出産・育児のために仕事を辞めてしまう状況などの表章が可能なのではないか。
 - 労働力調査では、子どもの年齢も把握しており、就業についてどのような状況かをみることは可能であるので、サンプルサイズ的に表章可能か検討したい。
 - ・ 労働力調査、雇用動向調査で各歳別に表章するということが可能か。労働力調査は、月次ではサンプル上難しいかも知れないが、年次では可能ではないか。
 - 労働力調査は、年平均であれば意図する集計が可能と思われるので、表章についても検討していきたい。
 - ・ 雇用動向調査の入職者票で年齢別を詳細に把握するとなると、データの精度の問題もでてくると思うので、必要な年齢の区分とデータサンプルとを勘案して、把握する工夫を考えて欲しい。
 - 年齢をそのまま聞く方法では、記入者に負担感が増すなど、難しい面もあるが、データの精度も含めて調査の見直しの際に考えたい。

- ・ 就業構造基本調査では、離職者に対して「非求職理由」「非就業希望」「前職の退職理由」について、出産・育児、介護の理由を追加しているが、出産、育児をしながら仕事を継続している人についても、出産・育児、介護の状況が必要ではないか。

→ 「育児・介護の状況について」は、新規項目として全員に聞いているので、表章上集計は可能である。

◎ ワークライフバランスについては、年齢把握方法の検討、表章の仕方について工夫をしていくということ、統計調査の充実という観点で、次期基本計画に盛り込むこととし、現行計画の内容については「実施済」という評価で妥当として整理したい。

② 「家計収支の個計化の把握」及び「全国単身世帯収支実態調査におけるモニター方式の採用」について

- ・ 世帯全員ではなく、そのうちの数名のみからだけ回答があった場合はどう整理しているのか。

→ 協力いただいているほとんどの世帯においては、個人単位でも全員分が把握できていると考えられる。

- ・ 個計化については、世帯ごとに家計が把握できているかの検証が目的であるが、個人ごとに分けて、分析するということにも使えるのか。

→ 現在は検証を目的としているが、サンプルサイズの問題を勘案した上で、ニーズに応じていける可能性はある。

- ・ 単身世帯収支実態調査におけるモニター方式については、60歳以上の単身世帯の収支の把握が重要である。

→ 現在、次期の調査を検討中であるので、その中で検討したい。

- ・ 家計調査の世帯主の年齢階層は、最も高い年齢階層では「70歳以上」となっているが、高齢者の割合が高くなってきており将来的なことも踏まえると、70～79歳、80歳以上という区分も設定すべきではないか。

→ 家計調査は、サンプルサイズの問題はあるが、検討したい。

◎ この項目については、今後、以上のさまざまな検討をしていただくこととし、現行計画の内容については「実施済」という評価で妥当として整理したい。

③ 国民生活基礎調査について

- ・ 現行は、世帯票を先ず抽出し、それを母標本として更に所得票、貯蓄票を抽出しているが、検討されている試験調査では、それを独立して一体的に行うのか。二段階抽出となるとバイアスがかかるのではないか。

- ・ 調査規模の見直し、調査系統（保健所、福祉事務所）が2系統あることの妥当性、5つの調査票を同時に行うことの是非、調査票の見直し等について様々な角度から検討するために試験調査を行うのが今回の目的と認識している。試験調査は是非とも実施されるべきである。

- ・ いろいろなバリエーションを揃えた方法で試験をして欲しい。

◎ 試験調査の実施を不可欠とし、自己評価の「実施可能」で妥当と整理したい。

- ④ 21世紀出生児縦断調査、21世紀成年者縦断調査等について
- ・ 両調査に係る10年分のデータを用いた特別報告は非常に前向きで、二次利用についても利用件数が着実に増加し、取り組みを評価。
 - ・ 21世紀出生児縦断調査については、調査から10年が経過し、施策の対象が変わってきていることから、今後のあり方を検討すべき。
 - ・ データの蓄積によって当初の目的とは別の意義もでてきている。ただし、調査実施者側の体制の制約等もあるので、すべての要望に対して対応するのは難しいのではないかと関係者の意見を聞きながら進めるべき。
- ◎ すでに両調査の標本追加がなされていること。今後、どうしていくのかなど、有識者の意見を聴くなどして方向性の整理の検討をお願いすることとし、現行の計画の内容は「実施済」は妥当と整理したい。

(2) 社会・経済情勢の変化を勘案した検討（幸福度指標、ジェンダー統計）

内閣府経済社会総合研究所から資料7、内閣府大臣官房政府広報室から資料8、内閣府男女共同参画室から資料9について、それぞれ説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ① 幸福度指標（世論調査含む。）について
- ・ 意識調査の扱いについては、歴史的な経緯もあることから、時間をかけて議論すべき事項である。幸福度指標、世論調査ともに大変貴重なデータを得ていることについて、高く評価すべき。
 - ・ この両調査のデータは貴重だと思う、しかし、統計法の枠組みで議論すべきかどうかは疑問である。幸福度指標の自由度を保つためにも統計調査以外の枠組みで実施された方がよいのではないかと。
- ◎ 幸福度指標は、現在のところ研究・検討段階の取組であり、引き続き、内閣府の検討状況を注視していくことにする。
- ② ジェンダー統計について
- ・ ジェンダー統計を把握することは重要である。しかしながら、行政記録では男女別がとれないものもあるため、世帯調査などで把握した方がよいのではないかと。また、今後、把握することが困難になることも予想されるため、統計の体系としてどう把握するのか整理した方がよい。
 - ・ ジェンダー統計は重要であり、世帯の個人ベースでは必ず把握して欲しい。
- ◎ 当ワーキンググループ第4回会合で、内閣府からどの統計でどのような改善が必要なのか具体的にご説明を頂き、さらに審議をすることとする。

(3) その他

- ① 第1回議論の整理及びその後頂いた委員からのご意見等について

事務局から、第1回の議論及び委員からの追加ご意見を踏まえ整理した（案）を資料10、参考3を基に説明がなされ、議論の結果、次のように整理された。

- ・ 第1回で議論された部分は、資料10に赤字で追加。
- ・ 委員からの追加のご意見で、審議する議題として該当する箇所があるものについては、それぞれの審議の際に意見等を取り入れながら審議することとなった。
- ・ 委員からの意見で関連する審議事項のない障害者に係る統計については、その充実が重要な課題ではあるが、現段階では把握すべき内容が十分に整理されている状況になく、具体性に欠くことから、この先の課題として認識しておくにとどめることとなった。

② その他

- ・ 次回の会合は7月5日（金）14時から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第3回）議事概要

1 日時：平成25年7月5日（金）14:00～16:04

2 場所：中央合同庁舎第4号館4階 共用第2特別会議室

3 出席者

【委員】

津谷委員（座長）、安部委員、白波瀬委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

総務省自治行政局、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、日本銀行、愛知県、京都府

【事務局】

内閣府統計委員会担当室：清水参事官、廣瀬調査官、ほか

総務省政策統括官（統計基準担当）付：山田統計審査官、澤村企画官、ほか

4 議事次第

- (1) 少子高齢化の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備及び暮らし方の変化に対応した統計の整備について
- (2) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上
- (3) 社会・経済情勢の変化を勘案した検討（SSDS）
- (4) その他

5 議事概要

- (1) 少子高齢化の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備及び暮らし方の変化に対応した統計の整備について
 - ① 「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」の集計充実・作成時期の変更に係る評価について
少子高齢化の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備及び暮らし方の変化に対応した統計の整備について総務省自治行政局から資料1に基づき、審議項目に係る説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。
 - ・ 性・年齢、各歳別人口、世帯主との続柄別人口などの集計の充実については、市町村からのニーズがないとしているが、もう少し詳細に説明してほしい。
 - 住民基本台帳を担当している部署に意見照会をしたところ、集計充実に係るニーズは把握できなかった。このため、福祉課などを含む市町村のすべての部署においてニーズがないとしている訳ではない。
 - ・ 業務データを集計していることもあり、集計事項に年齢各歳別人口や続柄を含めないということはやむを得ないが、作成期日を3月31日から1月1日に変更する理由は何か。

- 基本計画において、3月31日は人の移動が多いため見直しが必要との指摘を踏まえ、7月1日、10月1日、1月1日のいずれかに変更する方向で検討した結果、人の移動が最も少ない1月1日が適当との結論を得た。
 - ・ 1月1日というのは、もう決定なのか。国勢調査に合わせた10月1日等についても検討すべきではないか。
 - 今年の3月末に市区町村に対し通知済である。
 - ・ 行政記録を集計しているという理解だが、データの電子化の状況はどうなっているのか。電子化が進んでいけば、年2回の集計も可能ではないか。
 - 100%近く電子化されている。しかしながら、集計時期の追加は、各市町村におけるシステム改修や事務負担の問題が生じる。
 - ・ 中長期的には、人口推計との整合性を考えると10月1日に行った方が良く、再検討が必要ではないか。
- ◎ 外国人について集計の充実に対応したことは評価できる。各歳別人口、世帯主の続柄などの集計の充実については、市区町村の対応のためのコストなどを考えれば、実施困難もやむを得ない面もある。作成時期の取扱いについては、事務局、総務省と再度調整の上、整理したい。

② 住宅・土地統計調査の見直しについて

- 総務省統計局から資料2-1、2-2に基づき、それぞれ審議項目に係る説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。
- ・ オンライン調査の推進に当たっては、ヘルプデスクを設置するなど、インターネットに不慣れな世帯への配慮も必要ではないか。
- 基本は調査員調査であり、世帯の利便性を考慮してオンライン調査を導入している。オンライン調査や調査内容について不明な点があれば、調査員に相談することで対応できる。
- ・ オンライン調査に関しては、第3ワーキンググループで、個別の調査ごとではなくて、統計調査全般として推進する方向で検討しているところである。平成25年住宅・土地統計調査では、オンライン調査の導入を予定しており、その費用・効果等に関していざれ情報提供をして欲しい。
- ◎ オンライン調査導入の効果等について、他の調査の参考のためにも情報提供をお願いする。本項目については、「実施済」を妥当と整理し、充実・発展の要素もないことから削除または整理統合することとする。

③ 次期基本計画に盛り込む事項の整理・検討

- 事務局から資料3に基づき、次期基本計画に盛り込む事項の整理について説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。
- ・ 「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」の集計充実・作成時期の変更に係る検討については、集計の充実は市区町村などの現状から見て困難であるため、実施困難はやむを得ないとし、表現を工夫したい。また、時期の取扱いについては、調整

をすることとする。

- ・ 現在推計人口については、外国人の取扱いについても今後、検討していくべきである。また、基幹統計とした場合、全国推計と都道府県別・市町村別推計の関係の整理が必要ではないか。
 - ・ 現在推計人口の作成については、当県の場合は、国と同様の方法で実施している。基本的には、市町村から提出のあった数値を集計しているが、提出後、報告が変更されることもあり、最終的には国が公表している数値が正しいと考えている。
 - ・ 現在推計人口については、基幹統計化の動向を注視していく必要があると考えている。
 - ・ 集計・公表時の年齢の区分については、資料3の「○配偶関係、結婚時期等の関連項目を把握するための既存統計調査の再構築・大規模標本調査の検討」、「○就業と結婚、子育てと介護等に関する統計の調査事項の追加検討」の2つの事項にのみ対応しているが、全体に関わる話なので、全体に対応するように整理されたい。
 - ・ 現在推計人口については、課題の実施時期を明確にした方が良いのではないか。
- 実施に向け、検討中であるが、現時点で明確な時期を示すことは困難である。
- ・ 住宅・土地統計調査に関しては、オンライン調査の費用・効果実績の情報提供をお願いしたい。その情報については、住宅・土地統計調査に限らず、各調査間で共有していくことが必要であり、第3ワーキンググループにおいてもその方向で整理することを考えている。
 - ・ 社会生活基本調査は、実施済みで妥当であると考え。ただし、国際比較のより一層の推進という観点からいうと、欧州統計家会議（GES）のガイドラインの改定が予定されている点も考慮する点があるのではないか。
- 本日は、担当が出席していないので次回以降報告願いたい。
- ・ 縦断調査に関しては、関係府省や研究機関、学会等との連携が特記されているが、全統計に関わる話ではないか。次期基本計画に入れるのには、文言を整理されてはどうか。
- 学会等との連携は、パネル調査については特殊性の面もあるが、表現ぶりについては検討したい。
- ◎ 推計人口については、基幹統計となった場合、都道府県等が作成・公表している統計との整合性について、基幹統計の審議の際に詳細な検討を行う方向で整理したい。
 - ◎ 国民生活基礎調査については、試験調査は不可欠であるが、抜本的見直しの必要性は、試験調査の結果を踏まえて検討することになるため、表現ぶりを工夫したい。
 - ◎ 少子高齢化の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備及び暮らし方の変化に対応した統計の整備について、頂いた意見等を参考に、骨子案を作成する。なお、骨子案は、第4回までの審議が終了した後に整理し、委員の皆様にも照会する予定である。
 - ◎ なお、関連する2つの項目「少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備」及び「暮らし方の変化に対応した統計の整備」について統合するとの提案に関しては、特段の意見はなかった。

(2) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上

《OECD の SHA 手法に基づく保健医療支出推計の公的統計化に係る妥当性の評価》

厚生労働省から資料4に基づき、説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 業務情報の利用という点については、努力しているものと評価したい。SHA は今後、重要な地位を占めるようになると予想されるが、OECD の中でも完全な合意を得られていない。ましてや国連の中で議論されていないこともあって、その意味でまだ形成途上の段階にある。日本は、豊富にデータがあると考えられるので、OECD の基準の作成などに積極的に関与することを期待する。
 - ・ 国民医療費の精度向上を図っているという話であるが、どれくらいの精度向上が図られたのか。
- 例えば、患者負担等の推計で言えば、0.01%程度の向上となっている。

- ◎ 現段階では、OECD の SHA については、検討中の部分もあり、当面すぐに公的統計化するのではなく、既存の統計を精緻化し、多面的に統計を構築、拡充して頂くということで、「実施済」で妥当と整理する。なお、基準の作成に積極的に関与していくということをお願いしたい。

(3) 社会・経済情勢の変化を勘案した検討 (SSDS)

《SSDS》

社会・経済情勢の変化を勘案した検討 (SSDS) について総務省統計局から資料5に基づき、説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 日本では、SSDS について、昭和 51 年から、地域統計のデータを市区町村単位で表章しているが、それ以降変更されていない。IT 技術の進展の中で、より多くのユーザに使っていただけるようにすべきではないか。
 - ・ SSDS の基本的な考え方や体系の再検討については、統計委員会やユーザなどに係る大きく、重い課題であり、時間も要する作業と認識しているので、中長期的に検討すべき。
 - ・ 社会生活統計指標等は重宝しており、様々な項目、分野が増えるとありがたい。参考1で「日本統計年鑑」「日本の統計」「都道府県の姿」「市町村の姿」などの関係をもっと有機的にすべきとあるが、どういう意味か。
- 行政区に限定せずに商業圏単位や行動圏などの表章も可能となるように工夫すれば、行政だけでなく一般のユーザの利便性も高まると考える。
- ・ 表章の項目については、時系列も考えながら、利用者の意見も聞いて、随時、見直しを行っているところ。地域分析については、SSDS という点だけでなく、統計調査全般について、GIS 機能等を利用して強化したいと考えている。
 - ・ 地理情報と連動した統計の整備等については、第3ワーキンググループにおいてもデータのオープン化という項目で検討されているので、その中で整理されると考えている。
 - ・ 体系そのものの見直しは、研究レベルであり、次期基本計画に盛り込むことはそぐわ

ないと考える。

- ・ 社会的な役割については、議論をしていかなければならないが、定義が固まっていないことから、次期基本経計画に入れる必要はない。
 - ・ 個人・世帯の統計に限らないが、旧密・新粗と言われている。社会経済状況の変化に応じて、新しい項目を追加し、古い項目をスクラップすることが必要であるが、これが十分に行われていない。第2ワーキンググループだけでなく全体に係る話ではあるが、次期基本計画を作成する上では、重要な点だと考えている。
- ◎ 次期基本計画で項目立てするのは、今の段階では難しいと考える。総務省として、公表の仕方の工夫、出来るだけ重複を排除し、社会の情勢の変化に対応した項目を拡充するなど一層の推進を図っていくこととして整理をしたい。

(4) その他

- ・ 次回の会合は7月19日（金）14時から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第4回）議事概要

1 日時：平成25年7月19日（金）14:00～17:20

2 場所：中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出席者

【委員】

津谷委員（座長）、安部委員、北村委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府男女共同参画局、総務省統計局、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、日本銀行、愛知県、京都府

【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、清水参事官、廣瀬調査官、ほか
総務省政策統括官（統計基準担当）付：山田統計審査官、澤村企画官、ほか

4 議事次第

- (1) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備
- (2) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備
- (3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備
- (4) グローバル化の進展に対応した統計の整備
- (5) その他（国勢調査、犯罪被害実態調査）
- (6) その他

5 議事概要

(1) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

① 非正規雇用の実態等を的確に把握するための関係統計整備

非正規雇用の実態等を的確に把握するための関係統計整備について、厚生労働省から資料1に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 雇用構造調査について、毎年、調査設計を固定して時系列比較を可能にするということは、毎年の対象事業所の抽出規模は同じになるということで良いか。

→ 予算や調査目的の制約はあるが、同じ水準の規模で揃えたいと考えている。

- ◎ 本事項については、現行基本計画に掲げられた所期の目的に沿った取組が行われているものと評価したい。また、新たに発展・充実を図るべきとの意見もないので、削除または整理、統合する方向で整理したい。

② 同一企業内での雇用形態の転換

同一企業内での雇用形態の転換について、厚生労働省から資料2に基づき説明が行われた。また、総務省統計局から検討状況について報告があり、その後、審議が行われた。

主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 雇用動向調査において、定年を迎える者は、「雇用期間の定めなし」となるはずだが、定年という定めがあるため、「雇用期間の定めあり」と解釈されるおそれがあるのではないか。
- 定年が適用されるものは、「雇用期間の定めなし」と整理しており、記入者からの照会の際もそのように回答している。
- ・ パートタイム労働者総合実態調査の過去の数値をみると、「雇用期間の定めなし」が必ずしも正社員ではなく、呼称で非正規と呼ばれる労働者にも「雇用期間の定めなし」（無期）がかなりいるという結果だったと思う。したがって、雇用動向調査（雇用期間の定め有無）と労働力調査（呼称）で数値の整合性チェックが必要ではないか。
- ご指摘どおり、雇用動向調査は、雇用期間と労働時間の長さを基準として常用労働者を把握しており、呼称を基準とした統計とは整合しない。

- ◎ 本事項については、厚生労働省の取組は、現行基本計画に掲げられた所期の目的に沿ったものと評価したい。また、総務省統計局において、労働力調査による把握可能性の検証の取組についても評価したい。

次期基本計画における本項目の取扱いについては、この検証状況などを引き続き注視していくこととし、整理案を示すこととしたい。また、「雇用期間の定め」の有無や、労働時間の長短及び呼称などについてはタスクフォースで整理することとしたい。

③ 雇用動向調査等を用いた雇用創出・消失指標の推計・公表

雇用動向調査等を用いた雇用創出・消失指標の推計・公表について、厚生労働省から資料3に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 事業所母集団データベースについては、過去の部会で検討した際に雇用保険の情報では事業所の廃止が把握しきれないという結果が出ていると聞いており、雇用の消失は補足しきれないのではないか。
- ・ 今回の対応はあくまで試算である。現実的には消失の把握は難しいと考えられるが、今回の試算データの蓄積を待って、どのような動きをするのか注視する必要がある。

- ◎ 雇用消失についての把握は、難しい面もあり、今後もトレンドを見ることとしたいが、前向きに取り組まれていることから、現行基本計画の所期の目的に沿った取組が行われたものと評価したい。

④ ハローワーク以外の求人数の把握方法の検討

ハローワーク以外の求人・求職活動を含めた労働需給動向を把握する検討の一環として、労働経済動向調査による未充足求人数の把握状況について、厚生労働省から資料4に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 雇用動向調査で1年に1回把握していた未充足求人数を、労働経済動向調査において把握することにより、四半期毎に労働需給動向の提供が開始された点は評価したい。一方で、労働需給動向をよりの確に把握する観点からは、ハローワークの業務統計に改善の余地がないかを検討することも重要な点である。

- ・むしろハローワークを通さない、民間ベース等の求人・求職数の比率が増加していることを踏まえると、ハローワークのデータ以外も含めた全体像を把握する必要があるという趣旨ではないか。
 - ・ハローワークの業務データの集計について、就業する都道府県別での集計ではなく、求人を受理した都道府県別での集計となっている問題も含め、出来る限りの確な労働需給を把握する統計を蓄積する必要がある。
- ◎ 本事項については、現行基本計画に掲げられた所期の目的に沿って、一定の取組がなされているものと評価したい。しかし、次期基本計画における本事項の取扱いについては、経済動向の指標として重要であり労働の需給のバランス等を考える上で必要なことから、指摘のあった点も踏まえて整理して示すこととしたい。

⑤ 労働力調査におけるフローデータの集計・公表

労働力調査において、1年目から2年目の就業状態、離職の有無、転職の有無等の変化等の状況の分析指標の推計・作成状況について、総務省統計局から資料5に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・フローデータの検証に当たりマッチングに使用したキーには氏名が含まれていないということだが、そもそも電子データとして氏名は入力されるのか。
 - 入力していない。
- ・フローデータのマッチングのキーは、将来的にマイナンバーを記録することにより可能になるのではないか。
 - 将来的な活用について、第3ワーキンググループでも議論いただいているが、現時点では難しいという理解である。

◎ フローデータの検証結果によれば、各種キーによるマッチングを試みても、15～34歳の非継続率は27.4%と高い割合を示している。

この検証結果からみて、労働力調査は住戸単位の調査であり、若年層を中心に転居による影響を受け、1年間の労働状態の変化を正しく表す指標とすることは、困難との結論はやむを得ないものと考えられる。このため、現行基本計画に掲げられた所期の目的に沿った取組が行われたものと評価したい。

⑥ 労働統計の整備について

- ・現在ILOでは、就業、失業等に関するILO決議(1982年)の見直しを予定しており、その主な論点として失業者の定義の見直しを検討しているとのことであるが、その状況を説明してほしい。
 - ILO決議の見直しの検討が現在行われており、平成25年10月には新たな決議が行われる予定である。その中で、失業者の定義の基準となっている求職活動期間等については、我が国では「過去1週間」としているが、「参照週1週間を含めた4週間又は1か月間」と提案され、就業可能期間についても我が国では「すぐに就くことができる」としているが、「参照週1週間とその後1週間又は2週間」と提案されている。また、失業率を補うものとして新たに未活用労働力などを明らかにする指標の作成が検

討されている。

- ・ 完全失業率に関しては、国際比較が容易になることなどを考慮して、次期基本計画においても議論すべきものとする。
- ◎ 就業、失業等に関するILO決議の見直しについては、その動きを注視し、次期基本計画に盛り込む方向で、整理案を示すこととしたい。

⑦ ジェンダー統計について

ジェンダー統計については、第2回会合で審議が行われ、具体的な改善事項を明示するよう求めていたことを受け、内閣府男女共同参画局から資料6に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 男女別に把握、集計されていない統計の多くは、業務統計だが、業務統計については、施策を行っている部局が保有している情報であり、収集の段階に統計委員会としてどこまで男女別把握を要求していくことが出来るかは微妙である。一般論として統計委員会と言えることもあるかもしれないが、まず、各部局に意識を変えてもらうよう内閣府男女共同参画局から働きかけの努力をしてもらうことが必要ではないか。
 - ・ 統計委員会の各部会における個別の諮問審議の中で、男女別表章をしていないものがあれば、可能な限り表章をお願いする方法もある。資料をみると、統計委員会の審議対象ではないが、男女別表章の充実が必要と思われる事項もあるので、出来れば第3ワーキンググループで検討をしていただけたらと思う。
- 統計委員会としての審議対象は基幹統計であり、一般統計や業務統計を正面から、統計委員会が審議する仕組みにはなっていない。

- ◎ 男女局提出の資料では基幹統計における男女別表章の充実は求められていない。一般統計については、ほとんどの統計において男女別表章を行っているが、2、3の統計において充実が求められている。これらの一般統計については、報告者の負担等も考慮の上、実施者の判断においてその必要性を検討すべきと考える。

また、業務統計については、該当する業務報告に性別が存在する場合は集計を促す、性別が存在しない場合は、内閣府男女共同参画局が働きかけるなどの対応をお願いしたい。ジェンダー統計については、今回の審議結果において推進する必要性を記述する方向で考えたいが、第2ワーキンググループだけの課題ではないため、基本計画部会に報告をしたい。

(2) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

① 学校教育段階から就職活動までを的確に捉える統計

学校教育段階から就職活動までを的確に捉える統計について、文部科学省から資料7に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 省内の検討会報告の中で、「学力とリンクさせた縦断調査を行うことが望ましい。」とあるが、具体的にはどのようなリンクを考えているのか。
- 全国学力・学習状況調査とのリンクが考えられるが、個人の識別情報を保持していないなどの問題があり、代替的措置を含めて検討しているところ。

- ・ 検討会で課題を整理し、今後省内における検討を進めるということだが、その検討結果の取りまとめ時期はいつ頃か。
- 検討会を今年6月に終えたばかりなので、現段階では取りまとめ時期は明示することは困難である。
- ・ この調査については、結論を得るに至っていないが、大きな課題であり、次期基本計画に向けた検討課題と考えている。調査実施者としては、どのように考えているのか。
- 予算の確保も必要であり、省内の各種施策との関連や優先度等についても今後整理が必要である。
- ・ 厚生労働省の21世紀出生児縦断調査との連携が議論されているようだが、この点について厚生労働省から何かコメントはあるか。
- 基本的には出来る限りの協力をしたい。今年度の調査企画については、文部科学省に相談しており、今後とも連携を図りたい。
- ・ 学校教育段階から就職活動の時期はとても重要な時期であり、厚生労働省と連携し、検討を進めてほしい。
- ◎ 本項目は、次期基本計画に盛り込む方向で整理したい。その取扱いについては今後、相談させていただく。

② 社会教育調査に関する状況変化の確認

社会教育調査に関しては、平成26年度調査の実施が見送られたことから、その状況について、文部科学省から資料8に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 教育をめぐる制度の見直しを行っているため、調査の時期を延期するということがあがるが、こういう例での延期はあるのか。
- 震災等の影響で延期した例はあるが、こういう例はあまりない。
- ・ 調査年の周期が変わることにより連続性に問題はないのか。
- 調査の延期については、それらも勘案して、委員長や関係する委員の御意見も踏まえて延期はやむを得ないと判断した。
- ・ 施設の法的な位置づけが変わることになるなど状況が変わっていく中で、今後、利用形態や運営状況などを調査の重点にすることも課題ではないか。そういう意味では平成27年10月の調査は新しい統計の出発点だと考えていただければと思うが、平成27年に調査実施が可能か心配な点もある。
- 中教審での審議とそれを受けた国や地方公共団体の対応状況によっては、平成27年10月は、制度移行の途上での調査になる可能性もある。利用者層の把握も検討課題であるが、例えば公民館などは大きさも区々であり、どのように把握するかといった課題もある。
- ・ 統計というのは、経済や社会の動きを把握するものであり、制度や政治によってそのとり方が影響されるというのはいかなるものか。統計利用者も制度の変更前後による影響を見たいのではないか。
- ・ 今回の延期は、実施経路である教育委員会の見直しなど、調査の系統や方法が変わっ

てしまうことによるものである。

- ◎ ご指摘のあった利用、運営状況に加え、前回答申の際の今後の課題で示されている「生涯学習」という広い視座に立った社会教育に関する統計の整備についても検討課題ということで整理したい。なお、次期基本計画の期間中に諮問が行われる予定でもあり、次期基本計画に盛り込む方向で整理することとし、その取扱いについては、今後、相談させていただく。

③ いじめ等に関する事項を含む統計調査の比較可能性の向上

いじめ等に関する事項を含む統計調査の比較可能性の向上について、文部科学省から資料9に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 説明によると、暴力行為発生件数の都道府県間比較には、約2倍の差があり、計上の仕方にばらつきがあるため、都道府県に実態把握の徹底を指示したとのことであるが、平成23年度においてもばらつきが広がっているように見えるが、今回の対応で十分なのか。
- 各都道府県に対する指導の徹底や、文部科学省における精査により、最近は、ばらつきも縮小している。
- ・ 関係者におけるいじめの報告に対する考え方も影響していると考えられるので、認識を合わせた上で調査を実施すべきである。
- ・ 都道府県のばらつきについては、平成21年から24年の間にどのような動きをしたのか具体的な数値を見てみないとその効果がわからない。可能であれば、次回示していただきたい。
- ご指摘を踏まえ、関連する数値を整理して提出させていただきたい。

- ◎ 本事項については、通知の発出、調査の手引きの見直しを図るなど改善に努めていることは評価したい。ばらつきについては、次回（8月26日）に具体的なデータを確認することとするが、現行基本計画に掲げられた所期の目的に沿った取組が行われているとの方向で整理したい。

④ 学習費調査における塾への通学頻度や進路希望の項目追加

学習費調査における塾への通学頻度や進路希望の項目追加について、文部科学省から資料10に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 学習費調査と21世紀出生児縦断調査は、対象もサンプルリング方法も異なると思われるが、分析に問題はないのか。
- 調査対象も重複するため傾向をつかむという意味では問題ないと考えている。
- ・ 進路希望によって塾に行かせるという判断もあると思うので、できれば同じ調査でリンクした方が良いと思うが、同じ項目をとると調査の重複という問題も発生する。
- ・ 21世紀出生児縦断調査は、1学年しか見ていないので、学年によって状況が異なる。例えば中学3年生の学習費が他の学年と比べて多いなどが考えられる。これでは、十分な分析ができないのではないかと。また、この資料によれば、縦断調査で把握している項目は回数だけとなっているが、時間についても必要と考えられる。

- ・ 外部有識者の検討会では、学年別に塾の通塾頻度等について把握する必要性について議論はなかったのか。
- その点の議論は明確ではなかった。ご指摘の点は考えたいが、学校を通じた調査は保護者への負担など厳しい問題もあることから、既に把握されているデータがあればそれを利用する方向で考えたい。
- ・ 学習費調査は、費用の把握に重点を置いており、それを充実していく方向で議論されていたと記憶しているが、平成 26 年度調査に向けてこれが最終決定ではないので再検討の余地はあると思う。
- ・ 学習費を見るときに、世帯や家族の状況も調査項目に付け加えるとより深い統計分析が可能になると考える。
- 検討させていただきたいが、子どもの学習費調査は 1 年間、家計の出費を記録していただくことになり報告者に負担が大きいとの声を聞いている。そのような状況であることはご理解いただきたい。
- ◎ 学習費調査については、自己評価は「実施予定」とされているが、まだ、調査も行われていないことから、次期基本計画においても引き続き取組が必要との方向で整理させていただき、ご指摘の点については、今後検討していただく。

⑤ 船員労働統計における学歴等の把握

船員労働統計の学歴の把握及び外国人船員に関する調査内容や集計事項の充実について、国土交通省から資料 11-1、11-2 により説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 海技士免許の資格と経験年数は把握しているのか。
- 船員異動状況調査で把握している。
- ・ 外国人船員の海技士免許の取得状況は把握しているのか。
- 把握していない。外国人船員が職員として船舶に乗り込む場合、国際条約において認められた資格等を得ていればよいとの扱いとなっている。
- ・ 船員労働統計は毎月勤労統計からも外れている。一律に扱うのは難しいことから現時点ではこの整理でやむを得ないと考えますが、中長期的には現在の統計体系を維持するかについて検討する必要がある。
- ◎ 外国人船員が増えている中で、雇用統計としての扱いについて指摘があったが、この点は、中長期的課題として付記することとし、学歴については「実施困難」との自己評価を妥当と整理したい。

(3) その他

住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数の集計（第 3 回の補足審議）について、事務局から確認内容を報告し、審議が行われた。

- ・ 前回の審議で課題とされたのは、住民基本台帳に基づく集計が 1 月 1 日現在で行われることであったが、懸念された 10 月 1 日現在推計人口には別途、毎月のデータから必要な項目が利用されており問題は生じない。また、将来推計人口と 10 月 1 日現在推計

人口との間で名称が似ていたため、前回の審議では混乱が生じていた。(事務局)

- ◎ 第3回の議論では、市町村作成システムの1月1日現在の把握は適当ではないのではないかとの意見が出されたが、将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所作成)の参考資料としては1月1日で適当である。

また、10月1日現在推計人口とは関係ないことが明らかとなったので、第3回の議事録はそのままとするものの、「実施済」は妥当と変更することとしたい。

《その他》

- ・ 次回は、タスクフォース会合で、テーマは「従業上の地位」、7月31日(水)14時から開催することとなった。また、新たに第5回会合として、8月26日(月)16:30から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（タスクフォース）議事概要

1 日時：平成25年7月31日（水）14:00～15:55

2 場所：中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室

3 出席者

【委員】

白波瀬委員（座長代理）、北村委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、
日本銀行、愛知県

【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、清水参事官、廣瀬調査官、ほか
総務省政策統括官（統計基準担当）付：山田統計審査官、池田統計審査官、
澤村企画官、ほか

4 議事次第

- (1) 従業上の地位について
- (2) その他

5 議事概要

(1) 従業上の地位について

- (ア) 政府統計における「従業上の地位」の扱いについて、総務省政策統括官室から資料1に基づき説明が行われた。
- (イ) 公的統計における労働者の区分等の在り方について、厚生労働省から資料2に基づき説明が行われた。
- (ウ) 「従業上の地位」の用語の現状と検討の方向について、総務省統計局から資料3に基づき説明が行われた。

(ア)～(ウ)の説明後、審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 資料2の厚生労働省の新しい区分（改正案）では、呼称は表章しないとする提案なのか。
- 今回の整理は、基本的に「労働者」の区分を事業所系の調査を中心に整理したものであり、世帯系で多い呼称について変更までを求めるものではない。世帯調査の枠組みの中では呼称での整合性は図られていると考えられるが、図られていなければ、その中で整理し、その後、事業所調査と世帯調査の整合性についても、整理できるものがあれば整理していくことが考えられる。
- ・ 資料2の新しい区分（改正案）における、日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で調査日前の2か月のそれぞれ18日以上雇用されている者（以下、「前2ヶ

月 18 日以上雇用されている者」という。) について、厚生労働省の政策部局から問題点として何か指摘されたことはないのか。

→ 政策部局からは、資料 2 の (参考)、新しい区分 (別案) であれば、特に問題はないが、「前 2 ヶ月 18 日以上雇用されている者」は該当者がどれくらいの割合で存在するのか不明なため、新しい区分 (改正案) では、労災保険の算定の日数や雇用保険の給付額などに影響がある可能性があるのでは軽々には判断できないとの慎重論もあった。

- ・ 分かり易く整理されたと思う。「前 2 ヶ月 18 日以上雇用されている者」に関しては、労働統計において、長年これを含めた形で定義してきており、経済統計 (工業統計、商業統計等) においても労働統計の定義にならって定義を変えた経緯があると記憶している。

特に経済センサスはこの区分を「常用雇用者」として組み込んでいる。これらのことを考えると、今あえて定義を新しい区分 (改正案) のように変更するのであれば、変更理由を明確にする必要がある。

また、統計毎に目的や過去の経緯があることから、定義・用語を急に変更するとユーザーが混乱することも想定されることから、どこまで統一すべきかについては、第 2 ワーキンググループ及び基本計画部会で検討すべきと考える。

- ・ 各統計では、基本的に ILO 基準におおよそ合致しているとのことだが、調査目的や政策目的、施策の概念でそれ以上に細分化されているものと理解している。余り細分化しない方が統計の継続の観点から様々な状況変化に対応しやすく、ILO 基準の 3 つの区分、「雇用者」、「自営業主」、「家族従業者」でおおまかに把握すれば良いという考えもある。この課題は先送りをして仕方がないので、期限を設けて調整できる部分は調整し、早い時期に統一見解を出す必要がある。
 - ・ 「前 2 ヶ月 18 日以上雇用されている者」の区分の変更については、母集団統計である経済センサスやビジネスレジスターでの取扱、既存経済統計との接続、時系列での比較に影響が生ずると考えられることから、変更に伴う影響の把握方法や、記入者負担等の増加の有無を含め、慎重かつ十分な検討が必要と考える。
 - ・ 「前 2 ヶ月 18 日以上雇用されている者」の具体的な割合はどこかで把握できているのか。
- 現段階では、把握できていないので、定義を変更する際には、試験的な調査などで把握の必要があると考える。
- ・ 調査対象である企業側では、「前 2 ヶ月 18 日以上雇用されている者」を分けようと思えば分けられるものなのか。
 - ・ 小規模事業所では区別できると思うが、大きい事業所では把握できない場合もあるのではないかと。例えば、毎月勤労統計調査では、毎月の報告の内容が企業の会計ソフトなどで常用労働者の定義に対応した形で作成され、その結果が報告されているものもあり、そのようなケースでは、「前 2 ヶ月 18 日以上雇用されている者」と雇用労働者を区別することに対応できるものなのか、改修費用、時間等がどの程度かかるものなのか検証する必要がある。なお、雇用保険の業務統計では、その割合は把握できない。
 - ・ 経済統計を所管している経済産業省としては、資料 2 の新しい区分が改正案であるか別案であるかによって影響の度合いは異なるが、既存の統計との接続と時系列比較へ

の影響は否めない。ビジネスレジスターや個別のシステムでの変更等が必要となってくる。また、変更するとなると、システム改修に係る予算措置が必要であり、記入者負担の増加の点からも慎重かつ十分な検討が必要である。なお、定義、用語の変更も含め、府省横断的な検討・整理は必要であると考ええる。

- ・ 「前2ヶ月 18 日以上雇用されている者」の扱いが焦点となっているが、これに該当する者はそれほど多くはないのではないか。この区分を、「日々・短期間雇用労働者」に含めるべきかどうかは、この区分に該当する者が政策的に焦点を当てるべき対象なのかどうか、また、統計的に把握する必要があるかどうかの判断による。
- ・ 資料2の新しい区分について、3つの点を確認、整理したい。①非正規雇用的確な把握の観点では、雇用契約期間だけではなく、所定労働時間の長短による区分、直接・間接による3つの視点が示されているが、今回の整理では、雇用契約期間だけの整理になっているのか。②日々・短期雇用労働者の区分である1か月の根拠は何か。③「前2ヶ月 18 日以上雇用されている者」については、通常、事業者へのヒアリングを行うなどによって問題点の洗い出しを行い、その上で提案頂けると各府省で考えやすい。この取扱いは、厚生労働省の中で整理をして提案した方が効率的ではないか。
- ①非正規雇用的確な把握の観点については、基本的な考え方として（i）雇用契約期間の区分だけではなく、（ii）労働時間による区分と（iii）直接雇用か間接雇用かの基本はこの3つの視点をクロスして採ることになる。但し、個々の統計で調査目的や記入者負担などを加味して、それぞれで検討することとなる。②1か月の根拠は、労働力調査等の既存の統計が1か月を区分しているため、継続性を考慮している。しかし、厳密に言えば、1か月以内と1か月未満の違いはある。③「前2ヶ月 18 日以上雇用されている者」の取扱いについては、影響分析ができていないことについてはお詫びとともに厚生労働省としては引き続き対応するが、厚生労働省の検討結果を待って、他府省が検討を開始するような方法では時間がかかりすぎるので、それぞれの統計調査にどれくらい影響があるかは、府省横断的に考えて頂くとともに、全体からの割合がどれくらいあるかの把握については、試験調査を行って頂くなど協力して頂く部分もあると考える。
- 補足すると「前2ヶ月 18 日以上雇用されている者」はそれほど多くはないと考えられるので、厚生労働省でサンプル調査や試験調査を行ったとしても、どれだけ正確に評価できるのか難しいと考えている。
- ・ これまでと異なる論点であるが、労働力調査の「臨時雇」と経済センサスの「臨時雇用者」の定義が異なっていることや、労働力調査の「雇有業主」と「雇無業主」の用語が分かりにくいことも問題ではないか。また、「雇用者」と「労働者」についても用語を整理した方がよいのではないか。今回資料2で示された新しい区分では、「雇用労働者」としており重複感はあるが明確になっている。
- ・ 労働者と雇用者という二つの用語を整理し、一つに統一することに伴いどのような問題があると考えられるのか。
- 労働力調査は、世帯調査であり、世帯員が調査票に記入するため、基本的に「常雇」、「臨時雇」、「日雇」という聞き方をしており、「労働者」という用語は用いていないので、「雇用者」を「労働者」に変更することはかなり議論をする必要があるだろうと考

える。

→ 今回の整理では、用語の整理よりもまず、定義の整理を優先して検討し、「厚生労働省所管」の統計について検討すべきとされたので、このような報告となったが、総務省統計局の労働力調査と厚生労働省の事業所調査について、可能な範囲で改善すべき点は話し合っていくことが必要だと考えている。

- ・ 先ほども申し上げたが、あまり細分化することで反って混乱しており、それが意味あるものかわからなくなっている。労働統計全体の調査では大枠を把握し、詳細なカテゴリーを把握する場合は、それぞれの目的に応じた調査を特化して行えば良い。

→ 例えば、大きな枠組みにおいては用語等統一した統計調査を実施し、個別政策に関わる詳細な調査は小回りの利く統計調査の枠組みで実施するという考えか。

→ そういう考え方もある。

- ・ 調査を実施している立場から言うと、調査を受ける側から用語がそれぞれ違うと意味がわかりにくいとの批判も受けている。一方で、行政はある特定の目的のため必要な事項を把握しており、その目的のため定義・用語が分かれているものと理解している。利用者の立場から言えば、一般の市民の方が使う統計結果では必要ないが、学者の方々からは、定義・用語に関しては統一されていけば良いとの考えもある。また、定義・用語の変更はシステム改修が必要となる。

統計調査の必要項目、表章の項目はそれぞれ必要に応じて分かれてくるものであり、無理に詳細な分類まで統一しなくてもよいのではないか。

- ・ 第4回の第2ワーキンググループの中で、安部委員から指摘されていた、パートタイム労働者総合実態調査の数値をみると、雇用期間の定めのない「パート」がかなりいるとの結果が出ており、雇用期間の定めのない「パート」が常用労働者と整理されてしまう。このようなことについて、所定外時間での把握や呼称との関係についてどう整理しているのか。

→ 厚生労働省では統計調査によって、呼称で言う「パート」と、パートタイム労働法による、所定労働時間の長短で決められている「パート」がある。それぞれ使い分けているものと、両方を使っているものがある。毎月勤労統計調査のように、事業所系の調査は基本的には、所定労働時間の長短で判断しているが、パートタイム労働者総合実態調査では呼称でも把握している。

→ 今後は呼称によるものなのか、労働時間によるものであれば「短時間労働者」として明確にしていきたい。安部委員からの指摘を突き詰めて考えると、雇用期間の定めがなくフルタイムの中にも正規でない人がいるのではないか、それをどう把握するのかという指摘と理解している。基本は、今回の資料2の3つのクロス（雇用契約期間による区分、所定労働時間による区分、直接・間接による区分）で把握するが、特定のテーマに焦点を当てた調査においては、目的に応じて「呼称」を調査項目にプラスするなどして把握していけば良いと考えている。

- ・ 用語については、統計上の用語という前に、労働基準法や雇用保険法などの法律によって使い分けられている。法に基づき該当する者を統計として把握する際には、法に基づいた用語を使わざるを得ない。そのような場合には、個々の調査票にその旨を明記するなど、調査対象者が理解できるような工夫が必要。

また、正規・非正規雇用の定義も明確ではなく、どの区分を採用して正規雇用とするのか、いろんな考え方がありうる。フリーター・ニートの定義についても、同様の議論があり、明確な定義は曖昧なままである。正規雇用、非正規雇用とは何かを詰めないと議論が発散してしまう恐れがある。

- ・ 雇用契約期間の区分の整理については理解したが、正規・非正規の議論の際には、どちらに入るのか不明で取り残してしまう可能性がある。したがって、まず、全体像を把握して取り残しがない分類にすることが第一である。

また、正規・非正規の定義に関し、統計は連続性が求められるものであり、定義が容易に動くことはあってはならない。また、政策的な議論を進める上でも、従業上の地位の見取り図を作成するなど全体像を整理して議論すべきである。

- ・ 網羅的なカテゴリーを作ろうとすると「その他」カテゴリーに入るものが必ずでてくる。基準に沿わないカテゴリーについては、府省横断的に行う整理の中では、枠外として特別に扱うという考え方もある。いずれにしても、すべての統計調査が上位概念を共有して、個別調査で使用するカテゴリーと上位概念との関係を明確にし、その関係図をウェブ等で公開することを義務化するというのはどうだろうか。正規・非正規区分と従業上の地位とは区別して整理するという手もある。

→ 正規・非正規については、きちんとした定義があれば、統計で用いたいというのは、個人的に同感であるが、現状では、法律に定義づけておらず、定まっていないものであり、その判断基準も複数あり当省の研究会でも基本となる3つの視点のほかに、勤続年数に応じた処遇の有無や勤務地限定有無等様々な視点が挙げられているが、今回の整理としては、汎用性の面からも、客観的にとれる主な3つの視点での対応としたところである。

- ・ 労働力調査の改正審議の際、世帯調査では正規・非正規の区分を呼称以外での把握が難しいことから、勤め先における呼称での対応となった。労働力調査では、この呼称による詳細な区分のほかに、調査の期日を最終日とする7日間（月末1週間）の週間就業時間や、今後の検討事項である雇用契約期間など、これらの多様な区分でその実態を結果として提供していきたいと考えている。
- ・ 先ほどの繰り返しとなるが、厚生労働省としては、必要な検討は行っていくが、実態把握については、関係府省の協力を願いたい。また、各府省で話し合える枠組みをご用意願いたい。

- ◎ 今回の資料2の厚生労働省の提案については、母集団統計における労働者の区分の整理、「労働者」の区分の変更に伴う統計の接続・時系列への影響などが大きいことから、委員及び関係者のご意見を踏まえ、8月26日(月)のワーキンググループ会合（第5回）における報告内容を改めて整理し、メール等で照会させて頂く。府省横断的に議論すべき重要なテーマなので、関係府省はご協力をお願いしたい。

(2) その他

- ・ 次回の第5回会合は8月26日(月)16時30分から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第5回） 議事概要

1 日時：平成25年8月26日（月）16:00～19:00

2 場所：中央合同庁舎第4号館4階 共用第2特別会議室

3 出席者

【委員】

津谷委員（座長）、安部委員、北村委員、白波瀬委員、中村委員、樋口委員、
廣松委員

【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、
国土交通省、日本銀行、愛知県、京都府

【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、清水参事官、廣瀬調査官
総務省政策統括官（統計基準担当）付：横山統計企画管理官、山田統計審査官、
池田統計審査官、澤村企画官、ほか

4 議事次第

- (1) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備
- (2) グローバル化の進展に対応した統計の整備
- (3) その他（国勢調査、犯罪被害実態調査）
- (4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備
（いじめ等に関する事項を含む統計調査の比較可能性の向上）
- (5) タスクフォースの審議概要報告
- (6) 第2ワーキンググループのとりまとめ
- (7) その他

5 議事概要

- (1) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備
福祉・社会保障統計についての項目の統合や、更なる充実・発展の余地等の検討について厚生労働省から資料1-1、1-2に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。
 - ・ 社会保障費用統計で全体額は把握できているが、そのうちのどれくらいが国民への受益の還元額、設備費・人件費なのかがわかるような統計が必要ではないか。主な医療・福祉介護関係の説明を受けたが、おおまかで良いので、各統計でどのようにすれば、見られるかなどの工夫が必要ではないか。
 - 社会保障費用統計では国民へ還元される給付とそれ以外（施設整備関係費・管理費）とに分けて把握している。
 - ・ 社会保障費用統計に対応して、各医療・社会保障ごとの統計でそれぞれに見られれば

良い。

- 現在の社会保障関連の統計体系の調査は約 60 本程度あるが、それぞれの行政目的に応じて実施しており、マクロの数値とマッチしているとは必ずしも言えない。
 - ・ 社会保障費用統計はミクロの数値を積み上げて作成しているはずなので、個々の受益者の統計から積み上げても同じ値になるようになれば良い。
 - ・ 個別調査が多く存在している。また、他にも行政記録で把握しているものもあり、体系的な統計の体系がわからない。次期基本計画の目玉に統計の体系化があるため、体系の整理を行うべきである。整理した結果、欠けている部分や重複している部分もあるかも知れない。
 - ・ 社会保障費用統計について、資料 1-1 を見ると平成 22 年度の結果が平成 24 年 11 月に公表されており、SNA の確報と比べても、1 年近く遅れている。社会保障費用統計は、決算の積み上げであり、基となる部分が確定するのに時間がかかるとの説明を以前聞いているが、推計等を行うなどして早く公表できないか。
 - 研究所内の検討の際にも、早期化の検討を行っており、データの基の部分が出てこないなど難しいが、課題とは認識している。
 - ・ OECD 基準表について、SNA の方で一般政府の機能別支出を 2 桁分類で表章することとなっており、社会保障費用統計では社会支出を現金・現物の別に区分した上で目的別に区分しているが、それをより細分化して表章できないか。
 - SNA の 2 桁分類は OECD の基準表から一部データ提供を内閣府経済社会総合研究所に行うなど協力関係を持っている。SNA の 2 桁分類には詳細な内訳が無いが、2 桁分類に対応する詳細なデータは OECD に登録しているものには出ている。公表資料にはそこまで詳細に出していないが、OECD に登録したものを利用すれば細分化した表章は可能である。
 - ・ ILO 基準表の収入部分で制度間移転の表示が制度ごとに集計値しか公表されておらず、費用の移転がどの給付に対してどの制度からなされているかなど詳細な情報が入っていない。制度間移転関係が詳しくわかるようなクロス表の提供が必要ではいか。
 - 制度間移転関係が詳しくわかるようなクロス表については、今後の課題とさせて頂く。
 - ・ 資料 1-2 の社会医療診療行為別調査は郵送・行政記録（レセプトオンライン）、介護給付費実態調査は郵送となっているが、行政記録（レセプトオンライン）と郵送で重複しているのか。
 - 社会医療診療行為別調査と介護給付費実態調査の情報源は別。社会医療診療行為別調査は主に行政記録（レセプトオンライン）から把握されているが、電子化されていない情報は一部郵送、介護給付費実態調査は、オンライン化されていないためすべて郵送。基本的に行政記録（レセプトオンライン）と郵送による調査の間では調査に重複はない。
- ◎ 社会保障費用統計の基幹統計化は、計画どおりに進捗しており、「実施済」との自己評価は妥当と整理する。ただし、公表の早期化、公表項目の細分化、制度間のクロス集計については、今後、発展・充実を図るべき事項として取りまとめることとする。また、医療・福祉・社会保障の体系の整備についても、新しい課題として次期基本計

画に盛り込む方向で整理したい。

(2) グローバル化の進展に対応した統計の整備

外国人に関する統計の更なる充実・発展の余地等の検討について法務省から資料2に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 不法に滞在している者の国籍別、残留期間別などはどこまで把握できるのか。
- 把握は難しく、船舶で密航した者については特に難しい。一方で航空機により入国した者については、一応記録がある。統計というよりも電算上、不法に残留している者の数として毎年1月1日現在の数を集計・公表している。
- ・ 出入国記録カードが廃止されて以後、日本人の出入国に関してどこまで把握できているのか。
- 出入国記録カードが廃止された以降、渡航先は把握できないが、いつこの港からで出帰国したのかは把握している。
- ・ 以前、外国人の子どもについて、何パーセントが学校に通っているかわからないという問題があった。住民基本台帳で把握可能とのことであるが、市区町村単位で的確に把握できているのか。
- 外国人の残留状況ということで申し上げますと、昨年7月の改正入管法施行前までは、市区町村に外国人登録原票が備えられ、本人の申告に基づいて居住地等が記録されることとなっていたが、申告がなければ把握が難しい状況であった。昨年7月の改正入管法施行後は、外国人も住民基本台帳の対象となり、例えば、在留資格の変更許可や在留期間の更新許可を受けた場合には、法務省から、その事実が市区町村に連携して通知されるようになっており、以前より正確な情報を把握することができるようになったと考えている。

- ◎ 本事項については、計画どおりに進捗しており、「実施済、実施予定」との自己評価で妥当と整理する。また、新たに発展・充実を図るべきとの意見もなかったため、削除または整理、統合する方向で取りまとめる。

(3) その他（国勢調査、犯罪被害実態調査）

① 国勢調査（インターネットを利用した調査方法の見直し、「5年前の居住地」）について

国勢調査（インターネットを利用した調査方法の見直し、「5年前の居住地」）について総務省統計局から資料3に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 1次試験調査結果の先行方式のオンライン回答率25.3%はかなり高い。オンライン調査では、審査事務が効率化されることから、公表の早期化をお願いしたい。
- ・ 平成22年調査の際には全封入提出方式を採用したため、全年齢の不詳、外国人の国籍不詳が増えた経緯があり、その反省も踏まえて、任意封入提出方式の実施などの工夫をお願いしたい。
- ・ オンライン調査とそれ以外の調査方式を併用すると、その作業量は増えることとなるので、人員の手当てなどのコストについても確保するよう考慮していただきたい

い。

- ・ 第1次試験調査では、先行方式と並行方式の回答率に違いがあったが、どちらの方法を採用していく予定なのか。

→ 第2次試験調査では、先行方式を前提として実施しており、先行方式の問題点を洗い出して第3次試験調査に繋げたい。

- ◎ 公表の早期化については、何らかの形で盛り込んでいくこととする。ご指摘のあった点、第2次試験調査の結果を踏まえ、第3次試験調査を実施していただきたい。なお、国勢調査については、世帯調査の根幹をなす調査であることから、今後も注視していく必要がある。そのため、「その他」の項目から取り出し、「人口減少社会に応じた統計の整備」の一つとして整理する。

② 犯罪被害実態（暗数）調査による標本数の拡充等による精度の向上

犯罪被害実態（暗数）調査による標本数の拡充等による精度の向上について法務省から資料4に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 第4回犯罪被害者実態（暗数）調査サンプル4,000人のうち、2,156人の回答があったということであるが、犯罪被害を受けていない人も含まれているのか。

→ 犯罪被害を受けていない人の方が多く、この方々には治安に対する認識とか、犯罪を受けていない人の属性などについても把握している。

- ・ 被害にあった対象期間はどれくらいか。また、その内容はどのようなものか。

→ 過去5年間を聞いて、更に1年以内かを聞いている。内容としては、家族が遭う被害も含めている世帯犯罪（自動車損壊、不法侵入他）と個人犯罪（強盗、窃盗他）があり国際標準で把握している。なお、振り込め詐欺などは独自に追加している。

- ◎ 本事項については、計画通り進捗しており、「実施済」との自己判断で妥当と整理する。

(4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

いじめ等に関する事項を含む統計調査の比較可能性の向上について文部科学省から資料5に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 標準偏差が小さくなっているという問題ではなく、各都道府県において、定義の範囲の解釈が違っているのが問題という話ではではなかったか。したがって、1,000人あたりの発生件数が高い都道府県、低い都道府県がランダムにあれば良いが、特定の都道府県に偏っているとすれば統計的なバイアスあるいは回答者間における認識の違いがあるということではないか。

→ 基本的な考え方は各都道府県に示しているが、各都道府県の判断で定義を追加しているところもある。調査方法の見直し、改善、例示など指導をしているところである。

- ・ 調査の内容を比べて、発生件数が特に高い県、低い県については、説明会の状況など、事後における検証を行う必要がある。

- ・ この調査の調査系統はどうなっているのか。

→ 公立学校は教育委員会経由、国立学校は国立大学経由、私立学校は所管課を経由して

実施している。

- ・ この調査は、ランダムに抽出しているのか。
- 全ての学校が回答する悉皆調査である。
- ・ いじめについては発生件数が高い県と低い県については、情報の取り方等について、調査、研究など何か取り組んでいることはあるのか。
- いじめの認知件数について全学校にアンケートをお願いしている。アンケートのやり方は、自治体ごとに違い、また、その頻度についても、年1回であったり、月1回であったりしているので、その実施頻度について平成24年度調査から調査対象に盛り込んでいる。
- ・ 経年的にみて、大きく変化がある理由も把握されているのか。学年が変わっても1年間ずつスライドするわけだから対象は大きく変わらず、大きな変化は理由があるのではないか。
- 前年度に比べて大幅に変化している都道府県については確認をしているが、経年的変化の理由は確認していない。国立教育政策研究所の追跡調査では、3年間継続しているじめを受けた子どもは、0.6%という結果があり、いじめが継続するとは限らないという実態がある。

◎ 第4回会合において、現行計画に掲げる所期の目的に沿って進捗していると整理しており、今回、数値の確認もしたことから「実施予定」の自己申告は妥当と整理する。しかし、必ずしも数値の取り方の認識、定義が全都道府県で一致しているとは言えない面もあり、いじめや暴力行為については、現在、大きな社会問題となっていることから、これらの正確な把握が必要ということで次期基本計画に向けて取り組んでいくこととして整理する。

(5) タスクフォースの審議概要報告（従業上の地位の審議）

タスクフォースの審議概要報告について資料6に基づき白波瀬座長代理から報告がなされた。また、資料7に基づき厚生労働省から追加説明が行われた。

また、昨年の審議の経過、従業上の地位の整理の目的・意義について、樋口委員から説明があり（以下、(ア)）、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

(ア) 昨年の審議の経過、従業上の地位の整理の目的・意義

- ・ 非正規雇用等について把握している統計調査については、国の統計調査41調査、そのうち基幹統計22調査が存在しており、定義が調査によって違うということから調査結果に違いが出ている。共通の定義を設け労働条件や賃金の実態把握をすべきであるが、定義が異なっていると、調査結果の違いが、調査方法、対象、定義に起因するものなのか区別がつかない。

定義の違いについては、事業所・企業対象の統計調査と世帯対象の調査によっても定義が異なる状況では、府省間で調整することは困難と考え、まずは、厚生労働省に調整できるかどうかも含めて検討していただくことになった。非正規雇用の実態については、国の施策上、また、国民への正確な実態提供の重要性の観点からも定義を共通

化して把握することが必要である。今回、厚生労働省が（案）をまとめてきたので、今後は、この後の審議にもよるが、府省間の調整が必要となってくる。

- ・ 定義が同じであっても、事業所・企業対象の調査と世帯対象の調査については、それぞれ対象とする範囲が異なるので、結果数値は合わないと思われるが、定義としては同じものを使うということに軸足を置いているということか。
- 事業所・企業対象の調査と世帯対象の調査を比較する上での問題点としては、調査対象の範囲が異なっていることや複数の仕事を持っている人の把握の仕方が異なるという点があるが、まずは定義を合わせることを行うべきだと考える。

(イ) 労働者の区分について（事業所調査と世帯調査の関係を含む。）

- ・ 厚生労働省から示された3つの区分の他に「呼称」があるが、「呼称」についてはそれぞれの調査で必要に応じ把握することが前提であると理解している。

現行の常用労働者の定義に「前2ヶ月 18 日以上雇用されている者」が含まれていることが疑問である。これは、雇用保険法における過去の扱いによるところだが、そもそも「日雇」は2万人を切っている。

世帯調査と事業所調査を隔てる阻害要因はこの「前2ヶ月 18 日以上雇用されている者」の取扱いである。これは、厚生労働省にとどまらず、経済センサス等にも関係してくることであり、各府省においても整理する必要がある。 ・ 「前2ヶ月 18 日以上雇用されている者」の扱いを変えれば、既存の調査や時系列の接続などへの影響はあると考えられる。

- ・ 既存調査への影響は、資料6（別紙2）の改正案か別案かによって異なるが、いずれにせよ各種既存調査やビジネスレジスターの予算措置にもつながるため、慎重に検討する必要がある。名称の変更や区分の統一について府省横断的に検討することには異存はない。
- ・ 「前2ヶ月 18 日以上雇用されている者」を常用労働者に含めるべき根拠があれば議論すべきであるが、従来からやっているということだけでは、当該労働者が減少していく中では、この取扱い方によっては施策と違った結果になる可能性がある。統計の質の担保という点からも次期基本計画の中でいかに進めるかを検討願いたい。
- ・ 「前2ヶ月 18 日以上雇用されている者」は数値的には小さいのではないか。一方で、正規、非正規を資料7の区分でとることは時系列の点で問題があるという印象はある。
- ・ 3つの視点での整理は良いが、同時に実査における報告者の記入可能性についても考える必要がある。検討する際には小規模でも良いので、アンケート調査ないしはヒアリングを行って報告者が回答できるかどうか調べてみる必要がある。

→ 実査の可能性については、ヒアリング等で確認したい。

その他の指摘事項について回答すると、呼称については、特化したテーマに絞った調査においては呼称についても調査をするなど内容を濃くして把握したいと考えている。一方で調査の趣旨・目的によっては、3つの区分によらない調査もあり得ると考えている。

「前2ヶ月 18 日以上雇用されている者」の人数は既存の調査を活用するなどして内容的に納得してもらえるかは別として、できる範囲で人数の試算を出していきたい。

雇用保険の日雇労働被保険者が2万人を切っている件に関しては、前2ヶ月18日以上
の労働者は、一般被保険者として適用され、その中に日雇労働被保険者から一般被
保険者に転換する者や当初から一般被保険者として適用される者等がいるので、日雇
労働被保険者の人数をもって、前2ヶ月18日以上労働者を直ちに推計することは困
難と考える。

- ・ 区分を変更した場合、断層が生じ、時系列が壊れることが予想されるがそれでも進め
ると判断で良いか。また、SNAに影響は与えないか。
 - 今後、厚生労働省が検証を行うので、その検証時の推計方式を使えば、時系列で見
ることができるのではないか。
 - SNAは就業者、雇用者の総数を使用しているので人数の面ではそれほど影響はない。
労働時間が多少影響するかも知れないが、影響は少ないと考えられる。
 - ・ 将来的な視点が必要であり、時系列よりも、改正案、別案のどちらの考え方が良いの
かで検討すべきである。
 - ・ 現行と新しい区分を比べると新しい区分は細分化しているようなので、それを積み上
げれば現行の時系列も計算出来るのではないか。
- ◎ 資料6の(別紙2)新しい区分の改正案、別案かの判断は別として、細分化された区
分を積み上げればある程度の継続性は担保されるとの意見があった。実査の可能性に
ついては指摘があったが、事業所等へのヒアリング等を実施するとのことである。労
働者の区分・定義については、資料7「事業所対象調査(改正案、別案)」の区分に変
更するという事で第2ワーキンググループの共通認識とする。

(ウ)用語の統一について

- ・ タスクフォースでも議論になった「労働者」「雇用者」の用語の整理について、一般
的には、「雇用されている労働者」だということであるが、今回の資料7の「事業所対
象調査(改正案、別案)」の区分で使用している「雇用労働者」という名称はいささか
冗長ではあるもののやむを得ないのではないか。ただし、「フルタイム労働者」「短時
間労働者」となっており、「雇用」がないのはなぜか。
- 「短時間労働者」はパートタイム労働法の用語に従ったもの。持ち帰って、必要があ
れば省内で検討したい。
- ・ 用語の統一については、中長期的課題としてはどうか。
- ・ 世帯対象の調査の「一般常雇」(1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われ
ている者(「役員」以外))と事業所・企業対象の調査の「常用雇用者」(期間を定めず
に雇用されている者、1か月を超える期間を定めて雇用されている者、調査日前2か
月間でそれぞれ18日以上雇用されている者)の定義が全くことになっており、英語に
したら全くわからない。これについては検討する必要がある。
- ・ 平成24年就業構造基本調査では、別紙6(別紙3)のとおり、「常雇」という名称を
外しており、労働力調査においても速やかに検証、検討しているところであると聞
いている。そうなれば、「常雇」という用語は整理されるため、問題はなくなる可
能性がある。

- ・ 労働力調査については、平成 25 年に、平成 24 年の就業構造基本調査で「わからない」などの変更したその回答結果を踏まえ検討していく。
 - ・ 事業所、企業調査においても整理が必要かと思う。
 - ・ 資料 6（別紙 3）をみると、平成 24 年就業基本調査の「雇われている人」が資料 7 の「雇用労働者」に当てはまると考えられる。ただし、「役員」について、どのように整理されているのかがよくわからない。「自営業主」「自家営業の手伝い」「内職」は雇用が無い労働者という整理と理解してよいか。
用語を変更すると、結果にも影響が及ぶと思うので中長期的に検討いただきたい。
 - ・ 集計結果をみると、2 種類の表があり、「役員」を含めたり、含めなかったりしている。
- 資料 6（別紙 1）の労働力調査、雇用者（役員を除く。）として記載されている。

(エ) タスクフォースの審議概要報告（従業上の地位の審議）のまとめ

- ・ 厚生労働省が作業するその他の検証結果は、年度末まで待つことになると次期基本計画の策定に間に合わないので、出来る限り早く出していただきたい。
- 委員から納得が得られる精緻な結果がでるかどうかは別として、可能な範囲でその時点で出来ている最善のものを出したい。
- ・ 平成 26 年度以降の取扱いについては、厚生労働省が今年度末までにまとめる結果を踏まえながら各府省で検討を進める旨を次期基本計画に記載する方向で考えている。

◎ 用語の統一のうち、世帯統計調査の「常雇」はなくなる可能性があり、事業者調査の「常用雇用者」の整理については時間が欲しいとのことであった。

労働者の区分については、改正案でも別案でも 3 つの視点で見直すということで、雇用契約期間による区分、直接・間接による区分で事業者調査と世帯調査の整合性が取れている。唯一、所定労働時間の視点は、世帯調査での把握は無理であり整合性は保たれないがやむを得ない。

厚生労働省から、平成 25 年度末までの出来るだけ早い時期までに、「前 2 ヶ月 18 日以上雇用されている者」の数、「有期・無期」の変更に伴う施策への影響、調査結果の時系列への影響、調査実施者へのヒアリングなどの検証をするという計画・予定が示されており、それを基に、各府省横断的な場で情報共有、検証した結果を示していただき、その後、各府省においても所管統計における影響を検証していただくこととしたい。

また、実際の区分の変更の導入に当たっては、事前の試験調査を実施する必要性なども考慮する必要もあることから、一斉の導入ではなく、順次対応可能な調査から検討の上取り組んでいくことなると思う。

このような趣旨のことを次期基本計画に盛り込んで行く方向で整理したい。関係府省におかれては、本取組の意義等にご理解いただき、ご協力をお願いしたい。

(6) 第 2 ワーキンググループのとりまとめ

第 2 ワーキンググループのとりまとめについて、事務局から資料 8 に基づき説明が行

われ、関係者にメール等で照会することになった。

(7) その他

- ・ 次回の第6回会合は9月3日（火）16時00分から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第6回） 議事概要

1 日時：平成25年9月3日（火）15:56～18:15

2 場所：中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出席者

【委員】

津谷委員（座長）、安部委員、北村委員、白波瀬委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、
日本銀行、愛知県、京都府

【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、清水参事官、廣瀬調査官、ほか
総務省政策統括官（統計基準担当）付：横山統計企画管理官、山田統計審査官、
澤村企画官、ほか

4 議事次第

- (1) 第2ワーキンググループ審議結果報告について
- (2) その他

5 議事概要

(1) 第2ワーキンググループ審議結果報告について

① 基本計画部会第2ワーキンググループ審議結果報告の構成（案）について

第2ワーキンググループ審議結果に基づく次期基本計画の「基本的考え方」の構成（案）について、事務局より資料1に基づき説明があり、審議が行われた。

当該項目の審議時には具体的な修正意見は出されなかったものの、以降の整理票の審議時の修正点を反映させることとなった。

② 基本計画部会第2ワーキンググループ平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）（案）について

第2ワーキンググループにおける平成24年度統計法施行状況審議結果の整理票案について、テーマ毎に事務局より資料2に基づき説明があり、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

(ア) 社会保障全般に関する統計の充実

- ・ これまでの「福祉・社会保障」と「医療費」が統合されるのはよいが、統合されたタイトルが「社会保障全般に関する統計の充実」という表現となっているが、これはこれまでの項目がすべて含まれる概念という理解でよいか。

→ 社会保障には、医療、福祉、介護なども概念に含まれるので、この表現ぶりで問題

はない。

- ・ 次期基本計画の「基本的な考え方」の箇所に「医療、福祉、介護関係統計」とあるが、介護については調査だけでなく行政記録情報が充実しており重要なものが多くある。「調査体系の全体像を整理」という表現ぶりは行政記録情報を含むものという理解でよいか。
 - ・ 行政記録情報も含めるべきと考えるが、「行政記録」の文言をそのまま入れるのは少し慎重に検討したほうがよいのではないか。
 - ・ 体系化には関連する行政記録を含むという趣旨と理解しているが、あえて「行政記録」と表現すると、統計として作成公表されていない行政記録、関連のない行政記録までも体系化しなければならないと解される恐れもある。したがって、関連する行政記録に基づく統計を含むという趣旨で、原案の「関連する調査について調査体系の全体像」を「関連する統計体系の全体像」としていただきたい。
- ◎ 行政記録を活用した統計も検討に含むとの理解のもと、原案の「関連する調査について調査体系の全体像を整理することが必要」を、「関連する統計体系の全体像を整理することが必要」と修正することとする。

(イ) 人口減少社会に対応した統計の充実

- ・ 21 世紀出生児縦断調査について、「今後のあり方について検討」とあるが、どのような議論があったのか。
 - ・ 縦断調査が開始されてから 13 年ほどたち、対象者の子どもが中学生となった。そうなる教育面での検討も重要になってくるので、教育との連携を図るべきとの議論であった。しかし、その事をもって「今後のあり方について検討」という表現ぶりは少し大雑把ではないか。
- 第 2 回で議論し、①二次利用の進展を評価、②21 世紀出生児縦断調査の調査対象者が施策の対象から変わってきており「今後のあり方を検討すべき」とされたこと、③調査実施側の体制制約もあることから関係者の意見を聴くべきとの意見があり、座長からは、有識者の意見を聴くなどして方向性の整理の検討をお願いするという結論となっていた。
- ・ 文部科学省など関係各省との調整・連携について、もう少しこれまでと異なる点を明示的に記述した方がよいのではないか。また、これまで把握されてきた身長・体重は引き続き把握してもらいたい。
- ①対象児童が中学生になってきたため、施策との関係で言うと幅広になり、特に文部科学省との連携という点、また、②本調査をこの先どこまで継続していくのかという点も今後の課題として挙げられたとの認識である。
- ・ 調査のあり方のところについて、現在、調査へ回答しているのは親であるが、今後は本人に回答してもらおうという調査方法のあり方も含まれているのか。
- ◎ 原案の「今後のあり方について検討する」を、「関係府省との調整を含め、今後の方向性や調査対象・内容について検討する」と修正することとする。
- ・ 各歳表章については基本的考え方に持って行くという説明があったが、一方で人口減少社会に対応した統計の充実でも記載されている。両者の関係はどうなっているのか。

→ 横断的な横串をさす視点の中に各歳表章の視点がある。第2WGの中では労働力調査、家計調査では具体的対応の検討の余地もあると回答があったので、ここで記述することによって取組に具体性を持つものと考えている。一方、ジェンダー統計でも具体的な取組を内閣府で行うのであれば、掲げることも可能と考えるが今のところ具体化はしていない。

(ウ) その他（ジェンダー統計）

当該項目に関連し、「幸福度指標」については、ワーキンググループの審議で国際的に研究・検討段階であることから引き続き内閣府での検討を注視することとされ、次期計画に位置付ける項目とはしていない旨の補足説明がなされた。

- ・ 基本的な考え方の箇所の語尾が「整理」となっているが、「整備」の趣旨ではないのか。
- ・ 「ジェンダー統計」を基本的な視点の項目の一つとして扱うということで「整理」と表現しており、統計をつくる趣旨の「整備」ではない。「整理」は「位置付ける」という趣旨で理解して頂きたい。
- ・ 「位置付ける」と記述した方がわかりやすい。
- ・ 「基本的な視点の一つ」として「経済・社会の環境変化への対応」とあるが、他にはどのような項目があるのか。また、第1と第2はどのような位置付けになるのか。

→ 他には、国際比較可能性の確保・向上など5つの視点が入ってくる。現行基本計画を評価し、次期基本計画を検討する視点としてご議論頂いた項目である。

第1は基本的な視点として記し横串に当たるもの。その共通の視点に基づき第2の「公的統計の整備」ということで第1WGの経済統計系の事項と第2WGの事項が記述される。そして、第3では、その共通基盤である「公的統計の整備に必要な事項」として第3WGの審議結果が記述されることになる。また、基本計画を評価・推進するための事項を第4に記述する方向である。

◎ 原案の「の中で整理」を「の中に位置付け」とする。

(エ) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

- ・ 社会教育調査について、実施担当部局としての教育委員会の位置付けはわかるが、ここで施設の利用・運営状況という文言はどういう意味なのか。
- ・ 社会教育調査は悉皆調査であり、教育委員会を調査のルートとしていたものである。これまではハードの状況を調査してきたが、施設の利用・運営状況についても充実すべきという趣旨である。
- ・ 社会教育調査について、「生涯学習という広い視野」とあるが、その点をどこまで広げて記載すべきか検討する必要がある。

生涯学習ということが中心ということになると、極端な話、ユーザー側からも調べる新たな統計の整備ということが必要ということにもなってしまう。従前は、施設の利用・運用状況をより広い視点から調査してもらいたいという趣旨である。

- ・ 社会教育調査は基幹統計調査であり対象も決まっており、ただいまのご指摘の点を把握するには限界があり、周辺の調査研究なども含めて検討することとなるがそのよ

うな理解でよいのか。

- ・ 生涯学習の現状を社会教育調査で把握しようとするものではない。あくまでも生涯学習の視野で調査をお願いしたいという趣旨である。
- ◎ 「施設の利用・運営状況など新たな観点も含め、生涯学習という広い視野からの統計整備を検討」を、「施設の利活用・運営状況など新たな情報も含め、生涯学習というより広い視野からの統計整備を検討」と修正することとしたい。
- ・ 学校教育段階から就職活動までのライフコース全般を的確に捉える統計の実施の箇所に「費用対効果」とあるが、統計調査に関してはあまり費用対効果という用語は使用していないので削除すべき。
- ・ 第3ワーキンググループとの関係では、費用対効果を明示的に書いている部分はないが、関連する事項として、統計というプロダクトの品質を高めるために求められるプロセスの改善に関しては記しているところである。
- ◎ 「費用対効果」は全ての事項で当然考えるべきであるが、費用対効果の測定方法が確立していないことから、「等」で読むこととし。削除することとする。
- ・ 学校教育段階から就職段階までの箇所について、第1回の議論で、就職してからの転職まで含めたものとして見ていくべきとの議論があったが、適当な表現ぶりについてご検討をお願いしたい。
- ◎ 「学校教育段階から就職段階までの」ではなく、転職した場合も含む概念である「学校教育から就業への」とすることとしたい。
- ・ 子どもの学習費調査については一般統計であるが注目されている調査であるので、調査事項の見直しということにとどまらず、もう少し広めに「調査方法、内容」も含めて検討する記述としてはどうか。
- ・ 調査内容の見直しの具体的なイメージとしてどのようなものがあるのか。
- ・ 現在は対象となっている子どもに要した教育費しか調査していないが、兄弟がいた場合の家計全体の教育費の把握や、現行の学校・生徒を指定している方法も含めて調査方法全般を検討するということがありうる。
- ◎ 「調査事項の見直しを検討する」を「調査方法・内容を検討する」と修正することとする。

(オ) グローバル化の進展に対応した統計の整備

- ◎ 原案どおりとする。

(カ) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

- ・ 同一企業内の雇用形態の転換については、労働力調査で検証作業を進めているところ。計測方法が2ヶ月分のデータなので結果精度がどの程度出てくるかわからないので、結果精度等を踏まえて対応したい。
ILOの会合は厚生労働省とともに出席するが、その見直しの結果を踏まえ局内で検討して参りたい。
- ・ ILOにおける国際基準の見直しを踏まえた対応の箇所について、「国際比較可能性の向上の観点から、」は削除してもよいのではないか。

◎ 自明のことであるので、「国際比較可能性の向上の観点から、」を削除することとする。

(キ) 労働者の区分等の見直し

- ・ 諸外国の正規・非正規雇用の区分の定義は、国によって異なるが、職域の社会保険に加入しているかどうかの視点によっていることも多い。統計の利便性の観点からは、国際比較可能性からもこの視点も考慮していくべきことを 25 年度末までに実施する検証事項として記述しておくべきではないか。
- ・ 前回の議論で、前 2 か月 18 日以上雇用されている者がどれくらいいるのかわからないため検証が必要とされた経緯があるが、国際比較可能性まで検証することは可能か。
- ・ 早く府省横断的に検討していくことが重要なので、25 年度末までに厚生労働省が取り組むべき事項としては現行案のとおりとし、その後政府全体として見直し検討を進めていく際にこの点も踏まえた検討を行っていくことではどうか。ちなみに、厚生労働省でまとめた「望ましい働き方ビジョン」の検討の際には保険の加入・非加入は判断基準としては見ていない。
- ・ 労働者に雇用保険や職域社会保険への加入を推進することは政策的にも重要であり、正規・非正規を区分する視点としても重要である。

◎ 備考欄に記述した事項については、平成 25 年度末までに厚生労働省に検証していただくことになるが、厚生労働省の検証範囲を更に広げると前に進めなくなる。よって、ご指摘の点については、関係府省横断的な検討の際に、国際比較可能性の観点からも雇用保険や職域社会保険への加入・非加入の視点も考慮していくこととし、現行文案のとおりとする。

(ク) その他（国勢調査を除く）

関連して、事務局から以下の補足説明がなされた。

- ・ S S D S の体系の見直しは研究レベルで中長期的に検討すべき事項のため、次期計画に掲げる項目とはしない。
- ・ ハローワークのデータの充実については、厚生労働省と調整した結果、システム改修、予算拡充等の面からも困難とのことから、次期計画に掲げる項目とはしないこととしたい。

◎ 事務局案のとおりとする。

(ケ) 整理票（案）の修正について

審議結果を踏まえた修正ぶりについては座長一任となった。

修正した整理票について、後日委員に送付の上確認頂くこととなった。

③ 基本計画部会第 2 ワーキンググループ審議結果報告（案）（本文イメージ）について

第 2 ワーキンググループ審議結果整理票（案）を基にした本文イメージについて、事務局より資料 3 に基づき説明があり、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 一般統計に関する細かな対応なども記載されているが、基本計画ということであればあまり細かいことまで書かなくても良いのではないか。
 - ・ 基幹統計を中心に大きな点で整理すべきとは考えるが、一方で体系的整備という意味では基幹統計のみならずそれを補完する一般統計や業務統計に係る事項も必要に応じて加えるべきと考えている。どの統計が重要かどうかを区別するため、基幹統計、一般統計の区分を明示していくことも考えられるので検討させて頂く。
 - ・ 基本計画としては大きな方向性を示すとともに、ある程度具体性を持つ事項も記載しておかなくてはならず、その具体性と一般性のバランスが重要である。
- ◎ 頂いた意見等を踏まえて文言等の整理を座長と事務局行ったものについて、再度委員にご確認頂くこととする。また、基幹統計、一般統計を区別するのは整理票で記載することを事務局と検討することとする。

(2) その他

- ・ とりまとめた第2ワーキンググループの審議結果報告について、9月18日(水)に開催される基本計画部会において、津谷座長より報告することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

基本計画部会第2ワーキンググループ 構成員名簿

(50 音順・敬称略・ 座長)

安 部 由起子 北海道大学大学院経済学研究科教授

北 村 行 伸 一橋大学経済研究所教授

白波瀬 佐和子 東京大学大学院人文社会系研究科教授

津 谷 典 子 慶應義塾大学経済学部教授

上記以外の委員の参加も得ながら審議が行われた。